

## 平成31年第3回 湯沢市教育委員会会議録

日 時：平成31年3月15日（金）午後2時30分

場 所：湯沢市役所 4階 44会議室

1. 出席者           教育長     和田 隆彦  
                  教育委員 後藤 美喜子  
                  教育委員 芳賀 誠  
                  教育委員 阿部 和榮  
                  教育委員 佐藤 和広

1. 欠席者  
      なし

1. 出席職員        教育部長  
                  教育総務課長  
                  学校教育課長  
                  生涯学習課長  
                  教育総務課総務班長

### 1. 会議に提出された議案

議案第8号     部課所（館）長の任免について

議案第9号     湯沢市奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則制定の  
                  申し出について

### 1. 報告

○湯沢市教育長に対する事務委任規則の規定に基づく事務の執行について

- ・平成29年度・平成30年度湯沢市の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について
- ・湯沢市立小中学校管理規則の一部改正について
- ・湯沢市立学校の学校運営協議会に関する規則の一部改正について
- ・湯沢市立公民館運営規則の一部改正について
- ・湯沢市社会教育関係各種派遣費補助金交付要綱について

【午後2時53分 開 会】

【教育長より報告】

卒業式も明日の湯沢東小と湯沢西小を残すだけとなった。  
高校入試は5名が思うようにいかなかったということだった。後期に向けていくとのこと。  
委員の皆さまには、卒業式ご出席していただき、ありがとうございました。

【会議録署名委員の指名】

教育長が今回会議録の署名委員として委員2名を指名した。

【非公開の議決】

議案第8号 部課所（館）長の任免について

教育長 議案第7号は人事案件であるので、非公開としたい。

※全員賛成により、非公開とし、教育長と委員以外は退席

【議 事】

議案第9号 湯沢市奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則制定の申し出について

教育長 事務局から説明をお願いする。

教育総務課長 （資料に基づき説明）

※議案第9号については、全員賛成により議決された。

【報 告】

○湯沢市教育長に対する事務委任規則の規定に基づく事務の執行について

- ・平成28年度・平成29年度湯沢市の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について

教育長 教育総務課から報告をお願いする。

教育総務課長 （資料に基づき報告）

委員 評価の反省を基に次年度の計画を立てていると思うので、今年度は評価委員を入れるということから、第三者の目は厳しいので、より良くなっていくと期待する。

評価委員は、何名の予定か。

教育総務課長 3名の予定。それぞれ教育分野、社会教育分野、行政分野に学識や経験のある方をお願いしたい。

- ・湯沢市立小中学校管理規則の一部改正について

教育長 学校教育課から報告をお願いする。

学校教育課長 (資料に基づき報告)

- ・湯沢市立学校の学校運営協議会に関する規則の一部改正について

教育長 学校教育課から報告をお願いします。

学校教育課長 (資料に基づき報告)

- ・湯沢市立公民館運営規則の一部改正について

教育長 生涯学習課から報告をお願いします。

生涯学習課長 (資料に基づき報告)

- ・湯沢市社会教育関係各種派遣費補助金交付要綱について

教育長 生涯学習課から報告をお願いします。

生涯学習課長 (資料に基づき報告)

#### 【その他】

教育行政方針の訂正について

教育総務課長 前回指摘のあった、2. 教育環境の整備【推進施策】(1)①「再生整備」を「改善整備」へ訂正、また【推進施策】を体言止めにして、全体的に文章を統一した。

生涯学習課長 生涯学習の【推進施策】(3)②障がい者の生涯学習支援については、県の事業であり、市として実施に協力していくということである。

#### 【午後 3 時 33 分閉会】

# 平成31年第3回湯沢市教育委員会

## (資料)

議案第8号 部課所(館)長の任免について

議案第9号 湯沢市奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則制定の申出について

- ・湯沢市奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則制定の申出について
- ・湯沢市奨学金貸付条例施行規則

### 報告

○湯沢市教育長に対する事務委任規則の規定に基づく事務の執行について

- ・平成29年度・平成30年度湯沢市の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について
- ・湯沢市立小中学校管理規則の一部改正について
- ・湯沢市立学校の学校運営協議会に関する規則の一部改正について
- ・湯沢市立公民館運営規則の一部改正について
- ・湯沢市社会教育関係各種派遣費補助金交付要綱について

議案第8号

部課所（館）長の任免について

部課所（館）長を別紙のとおり任免する。

平成31年3月15日 提出

湯沢市教育委員会教育長 和田 隆彦

## 議案第9号

湯沢市奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則制定の申出について

湯沢市奨学金貸付条例施行規則（平成25年12月26日湯沢市規則第34号）の一部を別紙のとおり改正するよう市長に申し出るものとする。

平成31年3月15日 提出

湯沢市教育委員会教育長 和田 隆彦

### 提案理由

教育委員会が事務委任を受けている奨学金に関することについて、奨学生選考委員会の実状にあった規則に改正するもの。

# 湯沢市奨学金貸付条例施行規則

平成25年12月26日

規則第34号

(趣旨)

第1条 この規則は、湯沢市奨学金貸付条例（平成25年湯沢市条例第41号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(奨学生の願出)

第2条 条例第3条の規定により、奨学生になることを希望する者は、奨学金貸付願書（様式第1号。以下「願書」という。）に次に掲げる書類を添付し、毎年度市長が指定する期日までに提出しなければならない。

- (1) 世帯状況調書（様式第2号）
- (2) 世帯全員の住民票の写し
- (3) 生計を同じくする者及び連帯保証人の確定申告書の写し等、前年の収入状況が確認できる書類
- (4) 連帯保証人の市税納税証明書及び印鑑証明書
- (5) その他市長が必要とする書類

(連帯保証人)

第3条 奨学生になることを希望する者は、次の各号に定める連帯保証人を選任するものとし、当該連帯保証人は、奨学生が貸付けを受けた奨学金の返還が終わるまで、連帯して債務を負うものとする。

- (1) 奨学生になることを希望する者の親又はこれに代わる者 1人
- (2) 市内に住所を有し、願書提出時において満60歳以下の成人で、独立した生計を営み、十分な保証能力がある者 1人

(奨学生選定の時期)

第4条 奨学生選定は、毎年3月末日までに行うものとする。

(奨学生の選定の方法)

第5条 市長は、第2条の規定により提出された願書を条例第4条第2項に規定する湯沢市奨学生選考委員会（以下「委員会」という。）に諮問するものとする。

2 委員会は、前項の規定により諮問された願書について審議し、奨学生となる者を市長に答申するものとする。

3 市長は、前項の規定による答申に基づき奨学生を選定するものとする。

(委員会)

第6条 委員会の委員は、5人以内とし、次に掲げる者の中から市長が委嘱又は任命する。

- (1) ~~教育委員会教育長~~ 学識経験者
- (2) ~~市議会教育民生常任委員長~~ 市議会教育民生常任委員長
- (3) ~~市内中学校長の代表者~~ 市内中学校長の代表者
- (4) ~~福祉事務所長~~ 教育委員会教育長
- (5) ~~学識経験者~~ 福祉事務所長

2 委員の任期は、~~1年~~ 委嘱又は任命の日から同日の属する年度の末日までとする。

ただし、再任を妨げない。

3 委員は、第1項各号の資格又は役職を失ったときは、その任期を終了するものとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第7条 委員会に委員長及び副委員長を1人置く。

2 ~~委員長及び副委員長は、委員の互選により定める~~ 委員長は、教育委員会教育長をもって充て、副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。

3 委員長は、会議の議長となり会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、初回の委員会は、市長が招集するものとする。

(会議の定足数及び議決)

第9条 会議は、過半数の委員が出席しなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(選定通知及び誓約書等の提出)

第10条 市長は、奨学生を選定したときは、奨学生選定通知書(様式第3号)により奨学生に通知するものとする。また、選定されなかった者に対しては、奨学生否選定通知書(様式第4号)により、理由を付して通知するものとする。



2 奨学生は、前項の通知を受けた日から15日以内に連帯保証人と連署した誓約書（様式第5号）、奨学金請求書（様式第6号）及び在学証明書を提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する書類の提出があったときは、速やかに奨学金の貸付けを決定し、奨学金貸付決定通知書（様式第7号）により奨学生に通知するものとする。

（奨学金の貸付け）

第11条 市長は、前条第2項の請求書に基づき、修学資金は4月、7月、10月、翌年1月に当該月以降の3箇月分を、入学一時金は4月に指定された奨学生名義の口座に振り込むものとする。

（辞退）

第12条 奨学生は、奨学金を必要としない事由が生じたときは、奨学金辞退届（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（受給資格等の確認）

第13条 奨学生は、奨学生に決定された翌年度以降、毎年4月1日から4月15日までの間に、奨学生状況報告書（様式第9号）に必要書類を添付して市長に提出し、受給資格の確認を受けなければならない。

2 第20条に定める返還猶予決定を受けた奨学生は、猶予事由が継続していることの確認を受けなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

3 奨学生が前2項の届出を怠ったときは、市長は、奨学金の貸付けを一時停止し、又は返還猶予を取り消すことができる。

（奨学金の廃止等）

第14条 市長は、条例第6条に規定する奨学金の廃止等の措置を行うときは、奨学金廃止（休止）通知書（様式第10号）により奨学生に通知するものとする。

2 前項に規定する休止の期間は、市長が決定するものとする。

（異動届出の方法）

第15条 奨学生は、奨学金返還完了前に条例第10条に定める事由により届出を要するときは、その事由の生じた日から15日以内に次の各号に定める様式により届出なければならない。ただし、奨学生が疾病等により自ら届け出ることができないときは、連帯保証人が代理で届け出るものとする。

（1） 条例第10条第1号の場合 卒業等届出書（様式第11号）

- (2) 条例第10条第2号の場合 奨学金辞退届 (様式第8号)
  - (3) 条例第10条第3号の場合 奨学生等異動届出書 (様式第12号)
- (連帯保証人の変更)

第16条 奨学生は、連帯保証人が次の各号に該当するとき、又は任意に連帯保証人を変更しようとするときは、速やかに連帯保証人変更届出書 (様式第13号) に必要書類を添付し、市長に承認を求めなければならない。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 第3条第2号に定める連帯保証人が、市内に住所を有しなくなったとき。
- (3) 破産手続開始の決定を受けたとき。
- (4) 制限行為能力者となり債務に関する法律上の制約を受けたとき。

2 市長は、前項の申出があったときは、連帯保証人変更承認 (不承認) 通知書 (様式第14号) により、変更の可否について奨学生及び新たに連帯保証人になろうとする者に通知するものとする。

(借用証書)

第17条 奨学生は、奨学金貸付けの対象となった学校を卒業したとき、又は貸付けを廃止されたときは、その事由が発生した日から20日以内に連帯保証人と連署して、全貸付金額を記載した奨学金借用証書 (様式第15号) に奨学金返還明細書 (様式第16号) を添付し、市長に提出しなければならない。

(返還期間及び方法)

第18条 奨学金の返還期間は、貸付け終了後の猶予期間を除き、最長10年以内とする。

2 奨学金の返還方法は、市長が発行する納入通知書又は口座振替を選択できるものとし、次に掲げる納入期限まで確実に納付するものとする。

- (1) 納入通知書による納付は、半年賦とし第1期は6月30日、第2期は12月25日を納入期限とする。
- (2) 口座振替による納付は、市長の指定する金融機関の奨学生名義の口座から毎月25日 (金融機関が休業日の場合は、翌営業日) に振り替えるものとする。

3 返還の開始期は、貸付けが完了した日又は猶予期間が満了した日以降において、前項第1号による場合は第2期、第2号による場合は12月とする。

(奨学金の繰上返還)

第19条 奨学生は、奨学金繰上返還届出書 (様式第17号) の提出により未返還の奨

学金について一括して繰上返還をすることができる。

- 2 奨学生が条例及び本規則に違反したとき、又は従わなかったときは、市長は、奨学金貸付けを打ち切り、既貸付額の一括繰上返還を命ずることができる。
- 3 奨学生が一年に満たない貸付期間において、第12条に定める奨学金辞退をしたとき、及び退学等により貸付けを廃止されたときは、前条の規定にかかわらず、市長の指定する期日及び方法により、既貸付額を一括して返還しなければならない。

(返還猶予)

第20条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第8条の規定により、奨学金の返還を猶予できるものとする。

- (1) 条例第5条第3項に規定する修学期間を超えて在学しているとき。
  - (2) 貸付対象となった学校を卒業後に、上級学校に入学したとき。
  - (3) 病気、災害その他やむを得ない事由により、奨学金の返還が困難と認めるとき。
- 2 奨学生は、前項の猶予を受けようとするときは、奨学金返還猶予申請書(様式第18号)に猶予事由を証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、奨学生が申請できないときは、連帯保証人が連署し提出するものとする。
  - 3 市長は、前項の申請があったときは、奨学金返還猶予承認(不承認)通知書(様式第19号)により、承認の可否について通知するものとする。
  - 4 前項により承認を受けた奨学生は、猶予事由が消滅したときは、当該事由の消滅した日から20日以内に奨学金返還猶予事由消滅届(様式第20号)を市長に提出しなければならない。ただし、奨学生が申請できないときは、第2項の例による。
  - 5 市長は、第3項で承認した期間が経過し前項の届出がないとき、又は第13条第2項に定める状況報告書の提出がないときは、返還猶予を終えることができる。

(返還免除)

第21条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第8条の規定により、奨学金の全部又は一部の返還を免除できるものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 重い心身の障害により、労働能力が喪失又は著しく阻害され、回復の見込みがないとき。
- (3) その他特別な事由により返還することができないと市長が認めたとき。

2 奨学生は、前項の免除を受けようとするときは、連帯保証人と連署のうえ奨学金返還免除申請書（様式第21号）に免除事由を証する書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、奨学生が申請できないときは、連帯保証人が連署し提出するものとする。

3 市長は、前項の申請があったときは、奨学金返還免除承認（不承認）通知書（様式第22号）により、承認の可否について通知するものとする。

（返還完了通知）

第22条 奨学金の返還が完了したときは、市長は、奨学金返還完了通知書（様式第23号）により奨学生及び連帯保証人に通知するものとし、第17条の規定により提出された奨学金借用証書を奨学生に返却するものとする。

（備付帳簿）

第23条 市長は、奨学金の貸付け及び返還状況を明らかにするため、奨学生台帳を備えるものとする。

2 市長は、前項の奨学生台帳を磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製することができる。

（その他）

第24条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条から第10条、第12条、第15条、第16条及び第23条の規定は、公布の日から施行する。

## 報 告

湯沢市教育長に対する事務委任規則に基づく事務の管理及び執行について

湯沢市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第5号）に基づく事務の管理及び執行の状況について、第1条第2項の規定に基づき下記のとおり報告する。

平成31年3月15日 報告

湯沢市教育委員会教育長 和田 隆彦

### 記

- 1 事 項 湯沢市立小中学校管理規則の一部改正について
- 2 専決年月日 平成31年3月4日
- 3 内 容 学習指導要領の改訂に伴い、所要の改正を行う他、規定の整理を行うもの（別紙のとおり）

平成29年度

湯沢市の教育に関する事務の管理及び  
執行の状況の点検及び評価報告書  
(平成28年度実施事業分)

湯沢市教育委員会

## 目 次

1. 湯沢市教育行政評価の目的・趣旨.....	1
2. 点検及び評価.....	1
<b>■平成28年度湯沢市教育委員会点検・評価票（施策別）</b>	
1. 学校教育の推進.....	2
2. 教育環境整備の推進.....	4
3. 学校給食の推進.....	5
4. 生涯学習の推進.....	7
5. スポーツ振興の推進.....	9

## 1. 湯沢市教育行政評価の目的・趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和31年法律第162号）第26条の規定により、教育委員会が行う事務の管理・執行状況について点検及び評価を行い、その結果報告書を議会に提出し、公表することで、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たす目的から、報告書の作成・公表を行います。

## 2. 点検及び評価

### ●点検及び評価の対象

平成28年度における湯沢市教育委員会の「教育行政方針」及び湯沢市の「総合振興計画」に基づいて実施した事務事業について、主要な事業を取り上げて評価しています。

### ●点検及び評価の方法（内部評価）

教育委員会事務局の教育総務課、学校教育課、生涯学習課ごとに、施策ごとの事業の実施状況を明らかにし、今後の方向性と効果的な教育行政の推進につなげるため自己評価を行いました。

### ●その他

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項は、「教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。」と規定しており、本市においては、平成22年度から「湯沢市教育行政評価委員会」を組織して意見聴取を行ってきたところです。

平成28年度は、湯沢市行政評価委員会委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱する必要性がありましたが、これまでの課題であった、

①教育に関し学識経験を有する者の知見の活用の手法と費用弁償等について

②点検及び評価のあり方等について

全体的な見直しを行うこととしたため、新たな湯沢市行政評価委員会委員の委嘱は行わず、内部評価のみ実施しています。



施策名		主管課	評価の方法	
1. 学校教育の推進		学校教育課	<p>●事業の評価にあたっては達成度により点数で評価                      5＝目標以上の成果があげられた                      （指標 達成度100%以上のもの 例えば次年度以降実施分まで実施できた、少ない支出で達成できたなどのプラスαを加味して）                      4＝目標どおり達成できた （指標 達成度 80～100%未満のもの）                      3＝目標を概ね達成できた （指標 達成度 60～ 80%未満のもの）                      2＝目標の一部が達成できなかった （指標 達成度 40～ 60%未満のもの）                      1＝目標のほとんどが達成できなかった （指標 達成度 1～ 40%のもの）                      0＝他の事務・事業との関連があり、後年度で実施のため未評価（平均からも除外）                      ●施策評価は各事業の評価を合計した結果の平均から判断                      A=4.1～5.0, B=3.1～4.0, C=2.1～3.0, D=1.1～2.0</p>	
重点方針		推進施策	実施内容・成果など	評価
（1）創意工夫を生かした特色ある学校づくりの推進	各学校が自校の実態を把握し、それに基づいた教育目標を設定するとともに、学校、学級が一人一人の児童生徒にとって、目的をもって登校し、安心して学ぶことができる心の居場所となるよう、開かれた学校、楽しい学級づくりを目指します。	①学校の実態・課題を明確にし、小・中連携教育による9年間を見通した教育の推進	各中学校ブロックで、子どもの実態と地域の特性を踏まえた「9年間の指導を通して目指す子どもの姿」を小・中学校の教職員で共有し、段階的で系統的な指導が展開されている。	4
		②地域の特色を生かした教育課程の編成によるふるさと教育の充実と児童生徒一人一人の個性を伸ばす学校教育の推進	ふるさと教育及びキャリア教育の視点を入れ、地域の「もの・ひと・こと」との関わりを重視した教育活動が展開されている。特に、ジオパークに関連した地域産業や観光資源等を体験的に学ぶ活動は、子どもたちに地域のよさを実感する機会を与えるとともに、習得した知識・技能を活用しよりよく問題を解決する資質や能力の育成の場となっている。	4
		③学校公開及び学校評価等の積極的な実施による開かれた学校づくりと、保護者や地域の声及び地域の教育力を生かした学校経営の推進	P T A授業参観やゲストティーチャーの活用等を通し、日常的に学校を開放する機会をもっている。また、子どもと地域住民、学校と地域が関わり合った教育活動が推進されており、学校経営の重点や具体的な施策などを公開し、保護者、地域住民に対して定期的に状況を説明し、客観的な評価を受けながら学校経営に取り組んでいる。	4
重点方針に対する総合的な評価（一つひとつの推進施策ごとの成果等を勘案して）				
各学校の実態を把握し、子ども同士、子どもと教師、子どもと地域が豊かに関わり合っており、課題意識をもちながら、主体的・協働的に学習を進めている。特に地域人材・地域産業を活用したふるさと教育やキャリア教育の充実が見られ、児童生徒は地域のよさを実感しながら生き生きと学校生活を送っている。				
（2）心豊かでたくましく生きる児童生徒の育成	教育活動全体を通して、生命を大切にす心、他人を思いやる心、くじけずに努力しようとする意欲と態度を育み、心豊かでたくましく生きる児童生徒の育成を目指します。	①小・中連携教育による豊かな学校生活の実現と校種間の交流による円滑な接続	各ブロックでの小・中連携教育に係る共通実践項目を確認しながら、9年間を見通した指導を通し、学校間の円滑な接続を図っている。今年度の市公開研究会では、小・中一体型校舎の利点を生かした湯沢北中ブロックの取組を通し、「学びの連続性を生かした小・中連携教育の推進」について研修する機会を全教職員でもつことができた。	5
		②「学校生活意識調査」に基づく教育相談活動の充実	学校生活意識調査の結果を基に、各校で不登校・いじめ等生徒指導上の問題にきめ細かく対応できている。結果として、前年度よりも不登校数が1名減少した。いじめについて学校からの報告は17件、市教育委員会への電話相談は4件であった。市教育相談会への相談は4件であり、学校生活に関する内容であった。いずれも学校との連携を通じて改善に向かっていく必要がある。	4
		③道徳の時間の教科化を見据え、道徳実践につながる教育活動全体を通じた道徳教育の推進	校長の方針の下、道徳推進教師を中心として学校全体で取り組む道徳教育を各学校で実施している。再来年度の道徳の教科化に向けて、学校の重点に基づく道徳教育の全体計画及び全体計画別業をより実効性のあるものに改善を進めている学校もある。今後は、教科化に向けた研修の機会を設けていく必要がある。	4
		④将来の夢や目標に関する講話や職場体験等の活動を通じたキャリア教育の充実	課内事業である教育研究所運営委員会「力水の会」で作成した、職場体験学習・職場見学等に係る市内事業所の受入れ先リストを活用し、各校で職場体験等を実施した。市内約100事業所から協力を得て、事業所探しの時間が軽減され、地域に学ぶキャリア教育の実践が展開できている。昨年度に引き続き、市広報に、各事業所での体験の様子や感想等が掲載されたことで、広く市民にも理解を図ることができた。	4
		⑤地域の特色を生かしたふるさと教育の推進(ジオサイトを活用した教育活動の推進)	地域の伝統行事を受け継ぐ取組やジオサイトを見学し体験する取組を各校の実情に応じた取組を進めている。ジオサイト等を活用した学習は17校中10校であり、ジオサイト学習と各教科等との関連付けた学習も進んでいる。ジオサイト学習についての各校の実践発表では、児童生徒の興味関心を生かした深みのある取組が見られた。	4
		⑥不登校、いじめ問題等の未然防止・解消を目指した取組の強化(湯沢市いじめ問題対策連絡協議会)と適応指導教室(そよ風教室)との連携・活用	学校生活意識調査実施による不登校・いじめの未然防止、早期対応の効果については、②にあるとおりである。いじめ事案については、湯沢市いじめ問題対策連絡協議会に報告し提言をいただき、いじめ防止の取組に反映させている。そよ風教室に通級登録している市内中学生は4名である。学校とそよ風教室との連絡協議会を年2回設け、生徒の現状について情報共有しながら、再登校へのステップを踏む場としての働きかけを進めている。	4
		⑦「子ども読書活動推進計画」に基づいた読書活動の推進と読書活動支援員の配置による読書環境の充実	今年度、市内全小・中学校に子ども読書活動支援員を配置し、学校図書館整備、読書環境づくり、ブックトークや読書意欲の向上を図る取組等を進めた。学習状況調査の読書に関する質問結果から、読書意欲は県平均を下回っているものの、今年度は学校図書館の利用が増え、利用率は県平均を上回る結果となった。支援員を配置したことで、本を手にする機会が増えるなどの効果が上がってきている。	4
		⑧たくましい心と身体を育てる体育的活動の充実	全国体力運動能力調査から児童生徒の体力・運動能力に関しては、概ね良好な状況にあるととらえている。また、県のライフスタイル調査でも、県内の他地域と比べて概ね良好であるととらえている。身長・体重については、全国平均を上回る結果であるが、特に、肥満傾向にある児童生徒数が全国・県と比べて多い傾向にあることが課題である。運動不足については、学校統合によるS B通学児童・生徒の増加もあり、本市児童生徒においても決して楽観できる状態にはなく、学校への指導を通じた家庭や地域への啓発が必要である。	3
重点方針に対する総合的な評価（一つひとつの推進施策ごとの成果等を勘案して）				
全体として70～80%程度の達成率と判断できる。学校生活意識調査により児童生徒への対応を迅速かつきめ細やかに進めたこと、子ども読書活動支援員を配置し、学校図書館の環境整備や児童生徒の読書活動の充実を図ったこと等、重点方針に基づくほとんどの施策で成果が得られた。湯沢市公開研究会も1サイクル目が終了するため、今後に向けた取組をさらに検討していく。				

(3) 学習指導の充実と改善	児童生徒が主体的・協働的に取り組む授業を通して、児童生徒の学習意欲を向上させるとともに、基礎的・基本的な知識・技能の定着と、それらを活用して課題を解決する上で必要な思考力・判断力・表現力等を育成するために、指導の充実と改善を図ります。	①小・中連携教育による学力向上に向けた取組の充実	各中学校ブロックで学習・生活・家庭学習習慣表を見直しながら、9年間を貫く教育実践に取り組んでいる。しかし、県学習状況調査結果の分析から、小学校から中学校にかけての落ち込みが複数の教科に見られ、今後の課題となっている。	3
		②「分かる、できる」が実感できる授業の日常実践(ねらいの明確化、言語活動の充実、確かなまとめと評価)	児童生徒一人一人に確かな学びを実感させ、学力を向上させるため、学習のねらいから学び合いの充実、更には確かなまとめと評価をもとにしたフィードバックによる学びの定着と連続性を意識した授業づくりに向けた指導を継続して行った。しかし、各種学力状況調査の結果をみると、学力の定着において課題が残っている状況である。	3
		③少人数指導やTT(チームティーチング)などを通じた個に応じたきめ細かな指導の充実	全小・中学校で、少人数指導やTTを行っている。しかし、個に応じたきめ細かな指導の充実という点で、各教員の生徒への関わり方や指導方法の工夫改善が更に必要になっている。児童生徒一人一人の学びに対し、十分に対応できるための授業づくりが必要になっている。	3
		④全国・県学習状況調査結果等に基づいた授業改善等のための学校訪問指導	国及び県の学力調査で、小学校が概ね良好な成績を収めているが、中学校の落ち込みはほぼ昨年度並みである。授業改善に向けた各校の実践、各中学校ブロックでの共同研究や共通実践など連携した取組は進められている。これまでの「中1ギャップ」解消に向けた取組の結果、学習に対する意欲は県平均より高いものとなっている。しかし、それが教科での結果に結びつかないことが課題である。	4
		⑤「5歳児教育相談」による早期からの教育相談体制の構築と、かがやきサポーター等の配置などによる児童生徒の自立を目指した特別支援教育の充実	5歳児教育相談会を実施することで、小学校就学時における特別支援学級入級児童数が昨年度より増加した。また、かがやきサポーターの増員により、きめ細かな支援の充実を図ることができた。支援にあたっては、児童・生徒の実態を把握し、教職員と連携を図っている。	4
		⑥長期休業中の学習教室等の開催を通じた児童生徒の学習への興味付け	夏休みと冬休みに実施するおもしろ理科実験教室及びインテンシブ・イングリッシュ・デーを通し、児童・生徒の理科と英語に対する興味関心を高め、学習意欲の向上を図ることで、学習のおもしろさが分かったことによるリピーターも増えた。	4
		⑦学習補助員の配置による複式学級への支援	学級担任と学習補助員の連携により、複式学級における個に応じた支援が実現できている。自ら学ぶ力の育成に重点を置いて、学習意欲の向上と、基礎・基本の定着が図られている。	4
		⑧パソコン、電子黒板等のICTの活用による授業改善と学習意欲の向上	ICT活用場面は多くなっているが、活用方法に関する工夫が必要な状況になっている(「提示」の一方通行等)。双方向の表現のための道具とするには、ハード、ソフト面等の充実が必要である。	4

重点方針に対する総合的な評価(一つひとつの推進施策ごとの成果等を勘案して)

全国・県学習状況調査結果によると、児童生徒の学習への意欲や満足度は高いものの、学力の定着や学習した内容の活用において課題が残っており、児童生徒一人一人の「分かる、できる、使える」という確かな学びの獲得が必要である。小・中連携教育を基盤とした授業構築を目指したい。また、特別支援教育においては、5歳児教育相談会を通じた早期からの教育相談体制の充実による成果が出ている。

(4) 教職員の資質能力の向上	各校の教育課題の解決を図る計画的、組織的な研修の充実を図り、教職員の実践的指導力の向上を目指します。	①小・中連携教育を基盤にした中学校区ブロック研修の充実と成果の発信(輪番制による公開研究会の開催)	各中学校ブロックでの充実した取組が見られる。今年度は湯沢北中ブロックを会場に市公開研究会を開催し、当該小中学校の特色ある取組や小中連携教育による成果を発信した。来年度は雄勝中ブロックを会場に公開研究会を開催するが、市全体としてもこれまでの取組を生かした「小・中連携教育の推進」を進めていく計画である。	4
		②実践的指導力の向上を図る校内研修の充実と改善(指導主事の効果的活用)	市指導主事訪問(Ⅱの訪問)に関する各校からの訪問要請希望が少ない。小学校外国語活動はこれまで同様、計画訪問で授業公開しないすべての小学校を対象にⅡの訪問を実施対象とした。来年度は訪問教科の拡充に努めたい。	3
		③今日的な教育課題に対応した研修の充実(防災教育・情報教育・環境教育・食育等)	特に積雪時の避難訓練に取り組む学校が増えている。食育では、栄養教諭による授業が実施され、総合的な学習の時間やふるさと教育と計画的に関連付け実施している。また、SNSやインターネットのトラブル防止に向けた各校の取組も充実してきており、中学校では保護者と一緒に情報教育に取り組んでいる。	3
		④小学校外国語活動の教科化に向けた段階的な指導体制の構築と中学校外国語の授業改善	小学校外国語の教科化・導入に向け、各小学校では研修機会の充実を図っている。Yuzawa Standardを使った授業実践が定着してきており、今後の更なる改善が期待できる。中学校英語の授業改善と充実も必要であり、小中が連携し外国語教育の改善を図っていくことが重要になる。	4
		⑤教育研究所運営委員会「力水の会」と学校現場との連携による重点施策への取組	「小中連携授業改善部会」「外国語活動・外国語部会」「科学する心を育む部会」の3部門での取組により、小・中学校での教育課題に現場教職員の意見やアイデアを生かしながら取り組むことができた。	4

重点方針に対する総合的な評価(一つひとつの推進施策ごとの成果等を勘案して)

各中学校ブロックで実施している小・中連携による授業改善を通し、教員の実践的指導力の向上を図った。多様化する今日的課題の解決に向け、小中が連携し研修に努める機会が増えるとともに、校内の協力体制が整っている。PDCAサイクルを生かし、児童生徒の学力向上につながるできるよう、今後の研修を更に深めていく必要がある。

施策名		主管課	評価の方法	
<b>2. 教育環境整備の推進</b>		教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業の評価にあたっては達成度により点数で評価</li> <li>5=目標以上の成果があげられた (指標 達成度100%以上のもの 例えば次年度以降実施分まで実施できた、少ない支出で達成できたなどのプラスαを加味して)</li> <li>4=目標どおり達成できた (指標 達成度 80~100%未満のもの)</li> <li>3=目標を概ね達成できた (指標 達成度 60~ 80%未満のもの)</li> <li>2=目標の一部が達成できなかった (指標 達成度 40~ 60%未満のもの)</li> <li>1=目標のほとんどが達成できなかった (指標 達成度 1~ 40%のもの)</li> <li>0=他の事務・事業との関連があり、後年度で実施のため未評価(平均からも除外)</li> <li>●施策評価は各事業の評価を合計した結果の平均から判断 A=4.1~5.0, B=3.1~4.0, C=2.1~3.0, D=1.1~2.0</li> </ul>	
重点方針		推進施策	実施内容・成果など	評価
(1) 統合学校給食センター整備事業の推進	湯沢、稲川、雄勝の3給食センターを統合し、新センターを平成29年4月に開設します。	①センター本体建設工事の着実な施工及び完了と施設備品等の購入	平成27年度から継続実施していた本体建設工事（建築、電気設備、機械設備）を12月に完了させ、運営に必要な物品調達を順次進め試運転調整を行い、予定どおり平成29年4月に新センターを開設することができた。	4
		②下水道設備整備工事の着実な施工と完了	下水道設備整備工事を予定していた11月に完了させ、新センターの試運転調整から公共下水道を利用し排水処理を行うことができた。	4
		③外構整備工事の着実な施工と完了	外構整備工事を予定していた1月に完了させ、駐車場及び車両搬出入路等を利用し新センターの試運転調整を行うことができた。	4
		④新たな運営体制及び会計システム等、ソフト関係の決定	決定し、導入、稼働できた。	4
重点方針に対する総合的な評価（一つひとつの推進施策ごとの成果等を勘案して）				
事業の最終年度として、関連工事をすべて完了させ運営に必要な準備を進め、予定どおり平成29年4月に新学校給食センターを開設することができた。（参考：施設管理班分）				
(2) 施設設備の充実と確実な管理	学校施設及び設備の安全管理に努め、適切な維持に努めます。	学校施設及び設備の状況を把握し、必要に応じて適切な修繕等を行いながら、教育環境の充実と安全管理を図る。	教委施設管理担当による巡回、学校からの報告、要望に基づき状況を確認し必要な修繕等を行うことで、学校施設の安全性と機能性の向上に努めることができた。	4
重点方針に対する総合的な評価（一つひとつの推進施策ごとの成果等を勘案して）				
老朽施設の危険度、重要度が高い施設設備から順次改修を行い、教育環境の充実に努めることができた。今後も計画的に改善整備を進め、学びの場としてふさわしい環境づくりを進めていくことが必要である。				
(3) 学校統合の推進	「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（平成27年文部科学省）」を踏まえ、児童生徒の学習環境改善の観点から統廃合計画の見直しを進めます。	児童生徒数の減少により学校活動への影響が懸念される学校・保護者等に対し、児童数の推移見込等を示し、互いに共通理解を図りながら、望ましい学習環境について協議を進める。	前年度行なった、稲川地域4小学校の児童数減少現状による状況等について学校・保育園・その保護者との意見交換を踏まえて、望ましい学校教育環境についての内部協議をし、統廃合計画を進めることとした。	4
重点方針に対する総合的な評価（一つひとつの推進施策ごとの成果等を勘案して）				
児童数の減少による学校教育環境についての懸念は当該地域のみならず、湯沢市全体として学校の適正配置を再考する時期にきており、改めて協議・検討をしていく。				

施策名		主管課	評価の方法	
3. 学校給食の推進		給食センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業の評価にあたっては達成度により点数で評価</li> <li>5=目標以上の成果があげられた (指標 達成度100%以上のもの 例えば次年度以降実施分まで実施できた、少ない支出で達成できたなどのプラスαを加味して)</li> <li>4=目標どおり達成できた (指標 達成度 80~100%未満のもの)</li> <li>3=目標を概ね達成できた (指標 達成度 60~80%未満のもの)</li> <li>2=目標の一部が達成できなかった (指標 達成度 40~60%未満のもの)</li> <li>1=目標のほとんどが達成できなかった (指標 達成度 1~40%のもの)</li> <li>0=他の事務・事業との関連があり、後年度で実施のため未評価(平均からも除外)</li> <li>●施策評価は各事業の評価を合計した結果の平均から判断</li> <li>A=4.1~5.0, B=3.1~4.0, C=2.1~3.0, D=1.1~2.0</li> </ul>	
重点方針		推進施策	実施内容・成果など	評価
(1) 栄養の改善及び健康の増進	学校給食を通して、児童生徒の生涯を通じた健康づくりの基礎を培い、正しい生活習慣の形成を図り、心身ともに健康な人間の育成を目指す重要な教育活動として学校給食を実施します。	①魅力ある献立の工夫	行事食、ふるさと献立、卒業バイキング給食の実施。	4
		②給食食材の安全性の確保	食材納入業者が行う自主検査表の提出を求めている。また、給食センターでは、年2回の自主検査を実施し、食材の安全性の確保に努めた。	4
		③改正食物アレルギー対応指針への対応協議	平成29年3月に「学校給食における食物アレルギー対応指針」を策定し、その指針に基づいて対応することとなる。	4
		④国内産農産物の利用拡大	外国産の農産物の利用については、最小限に留めた。	4
重点方針に対する総合的な評価（一つひとつの推進施策ごとの成果等を勘案して）				
(2) 衛生管理の徹底	国の「学校給食衛生管理基準」に基づく衛生管理を徹底し、安全で安心な学校給食の提供に努めます。	①施設設備の安全性の充実	老朽化した施設及び設備ではあるが、創意工夫して安全に運営した。	3
		②調理等従事者の衛生管理の意識向上及び徹底	国の衛生管理基準を順守し、ウェット方式であるが、ドライ方式を取り入れながら衛生管理の徹底を図った。	3
		③調理等従事者の研修の充実	秋田県及び秋田県学校給食会主催の研修会等に参加した。また、衛生管理・勝利マニュアルを作成し、調理員への研修を行った。	4
重点方針に対する総合的な評価（一つひとつの推進施策ごとの成果等を勘案して）				
(3) 『食育』の推進	「食育基本法」「学校給食法」に基づき、学校給食を、食に関する指導の生きた教材として活用します。	①栄養教諭及び学校栄養職員の授業への参画	食育授業を実施するとともに毎月、給食用放送資料を提供した。	3
		②湯沢市食育推進計画を踏まえ、「食に関する年間指導計画」に基づいた組織的かつ計画的な食育の推進	小中学生を対象に発達段階に応じた食に関する指導を行った。	4
		③地域の風土や伝統に根ざした食文化の継承を目的とした指導	地域の食材を取り入れた献立を提供した。	3
		④学校給食試食会や給食だより等を活用した保護者との連携	試食会を実施するとともに毎月の献立表に一口メモを記載して配布した。	3

重点方針に対する総合的な評価（一つひとつの推進施策ごとの成果等を勘案して）

(4) 地場産物の活用	作り手の顔が見える食の提供、地元産品の消費拡大を目的に可能な限り地産地消を進めます。また、地元食材の活用を積極的に推進することで市民の食に対する関心を高めます。	①地場産物食材の積極使用で、安全・安心な給食の保持と消費を促進	米は全て湯沢市産を使用するとともに野菜等についてもできる限り湯沢市産の使用に努めた。	3
		②地場産物購入ルートの確立	青果業者が地元農家と給食用食材の生産契約をし、その活用を図った。また、個人農家から直接農産物等の購入を図った。	3
		③米飯給食の推進及び米加工食材の導入促進	週4日米飯給食を実施した。米加工食材は、高価格のため導入できなかった。	3
		④郷土料理を取り入れた「ふるさと献立」の実施	ふるさと献立を年4回実施した。	3

重点方針に対する総合的な評価（一つひとつの推進施策ごとの成果等を勘案して）

(5) 新統合センター稼働に向けた取組	新統合センターが平成29年4月から稼働するためのハード及びソフト面における体制づくりをします。	①事務部門、調理部門、配送部門の適正な体制の確立	新センターの稼働初日から安全安心な給食の提供を図るため、人員の適正な体制を確立した。	5
		②栄養士業務における職務分担の確立	県費2名、市職員2名の栄養士を配置し、職務分担を確立した。	5
		③統一した給食費の設定	低い金額の給食費に統一した。	5
		④食材発注の一本化への取組	「湯沢市学校給食用食材の納入に関する要綱」及び「湯沢市学校給食用食材購入基準」を策定し、これらに基づき購入することとした。	5
		⑤給食費システムの導入	導入することとしたが、不具合が懸念される。	4
		⑥備品、消耗品等の計画的購入	計画的に取り落とすことなく購入できた。	5

重点方針に対する総合的な評価（一つひとつの推進施策ごとの成果等を勘案して）

施策名	主管課	評価の方法
4. 生涯学習の推進	生涯学習課 (社会教育文化班)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業の評価にあたっては達成度により点数で評価</li> <li>5=目標以上の成果があげられた (指標 達成度100%以上のもの 例えば次年度以降実施分まで実施できた、少ない支出で達成できたなどのプラスαを加味して)</li> <li>4=目標どおり達成できた (指標 達成度 80~100%未満のもの)</li> <li>3=目標を概ね達成できた (指標 達成度 60~ 80%未満のもの)</li> <li>2=目標の一部が達成できなかった (指標 達成度 40~ 60%未満のもの)</li> <li>1=目標のほとんどが達成できなかった (指標 達成度 1~ 40%のもの)</li> <li>0=他の事務・事業との関連があり、後年度で実施のため未評価(平均からも除外)</li> <li>●施策評価は各事業の評価を合計した結果の平均から判断</li> <li>A=4.1~5.0, B=3.1~4.0, C=2.1~3.0, D=1.1~2.0</li> </ul>

重点方針	推進施策	実施内容・成果など	評価
(1) 生涯学習推進体制の整備	①生涯学習推進本部体制の強化及び生涯学習事業の継続と充実	出前講座の開始期を5月から4月に早めたこともあり、利用回数が35回増え、52回となった。2月には生涯学習推進本部会議を開催し出前講座の拡充について協議した。	4
	②生涯学習奨励員等と情報共有を密にし、市民への学習情報の提供や学習相談を実施	生涯学習奨励員同士の資質の向上や連携、協力を図るため、移動研修会を実施した。また、個々の専門分野活動においても生涯学習の裾野を広げる活動となっている。	3
	③生涯学習指導者の育成と活動支援	生涯学習人材バンクの活用による講師情報の提供や、各地域で開催の生涯学習事業と連携しながら、徐々に生涯学習指導者として活躍できるよう人材の育成に市職員や生涯学習奨励員が支援を実施した。	3
	④市民の自主的な生涯学習活動等の支援・充実を図るため、その経験や技術、知識を有した人材を市生涯学習人材バンクに登録、紹介し、市民の生涯学習活動の推進を図る	H27からスタートした人材バンクは、登録数89件と前年からは9件伸びたが利用回数は12件と低迷していることから、普及活動の拡充が必要である。	3
	⑤市民の生涯学習成果発表の場や機会を提供	生涯学習活動の成果発表の場として文化祭、市民作品展、音楽会等を社会教育施設はもとより、市役所ロビーや雄勝郡会議事堂記念館等も提供し広く市民に作品や活動に触れる機会を継続して提供した。	3
	⑥庁内各課等との連携を密にし、市民向けの講座の情報発信を充実	出前講座やブックスタート等各課連携を図り、併せて各地区センターで開催の事業を広報や市HP、新たにSNSを活用し、情報発信に努めた。	3
	⑦学校、家庭、地域、図書館が連携したサービス体制整備による読書活動の推進	子ども読書活動推進計画の実施1年目として、計画の概要版を作成し全戸配布するなど、学校・家庭・地域・図書館の連携し取り組む必要性等の周知を図った。	4

重点方針に対する総合的な評価（一つひとつの推進施策ごとの成果等を勘案して）

「第3次 湯沢市社会教育中期計画」や「湯沢市子ども読書活動推進計画」はそれぞれ、今年度から平成32年度までの5か年の計画として策定され、各施策が実施された。特に、家庭・学校・地域が連携して進める事業を重点事業として推進した。読書活動においては、計画の概要版の配付や、読書活動支援員3名が採用され、各小中学校を巡回して、子ども達の読書への関心を高めるよう学校図書館の環境整備が図られた。

(2) 生涯学習環境の整備	<p>安全・安心な環境を提供するため、老朽化の進んでいる社会教育施設を計画的に整備し、施設の特性を生かした効果的な活用や、施設間の連携を図ります。</p> <p>また、郷土愛を育むとともに地域の歴史を次世代へ繋いでいくため、研究機関としての役割も担う博物館等の整備を検討します。</p>	生涯学習活動の拠点となる施設について、長寿命化に向けた計画的な改修の実施と学習の設備等の充実	社会教育施設維持管理計画に従って、緊急度、優先度を勘案しながら、施設整備の充実を図った。また、各施設へのAEDの設置も計画的に進めている。	3
---------------	---	--	---	---

重点方針に対する総合的な評価（一つひとつの推進施策ごとの成果等を勘案して）

社会教育施設は、どれも老朽化が顕著であるため、優先順位を勘案し、年次計画に基づき、長寿命化の整備を進めた。今後も安全安心して利用いただけるよう努めていく。

(3) 生涯学習活動の展開	生涯の各時期や、現代社会の多様で複雑な課題解決に向けて、生きる力を培っていくために、出前講座や人材バンクの有効活用も図りながら、生涯に渡って質の高い学習機会の提供を進めていきます。	①幼児教育研究会との連携による、講演会・親子ふれあい事業等の実施	幼児教育及び幼児保育の充実を図るため、幼児教育研究会へ事業委託している。昨年度と同様、年長児とその保護者を対象に互いのふれあいの機会を提供した。	3
		②学校支援地域本部事業及び地域未来塾を含めた放課後子どもプラン事業の拡充	学校支援地域本部の雄勝中学校区での開設をした。今後も市内全域への拡充を進める。また、福祉課と連携して貧困対策事業「地域未来塾」を小3~高1の21人を対象に今年度から学習支援等を実施した。	4
		③アスリート出前講座による人材育成等、青少年育成事業への支援	アスリート出前プロジェクト事業（3か年事業）は、初年度の今年度は湯沢北中、山田中で実施した。講師に夜回り先生で知られる水谷修氏を迎え、中学生及びその保護者、地域の方々合わせて530人が薬物の怖さ等について学んだ。	4
		④世代間交流事業への支援	各地区センター事業により地域の高齢者が講師となり、小学校児童らに陶芸教室、絵どうろう製作を教えたり、民俗芸能の伝承が行われており、子どもは新しい発見をし、高齢者は子どもから元気や生きがいを得る事業展開となっている。	3
		⑤日本語を母国語としない外国人に対する日本語教室の周知と受講者の拡大	湯沢会場（日中）では4月~3月まで35回、雄勝会場（夜間）では5月~12月まで25回開催し、延べ370人が受講した。また、2会場間での指導者会議を開催し、情報の共有化を図った。受講率を更に向上させるよう、受講者のニーズにそえるよう開催の曜日や時間帯の検討を要する。	3
		⑥ゆざわ学講座等、湯沢ジオパーク推進事業との連携	観光・ジオパーク推進課との連携による成人向けの「ゆざわ学講座」の開催の外、小中学生を対象に夏と冬の長期休業中に、「ゆざわが大好きになる」をコンセプトとした「子どもゆざわ学」を開催し、参加者延べ71人がモノづくり等を体験等を通して、郷土愛を深めた。	3

重点方針に対する総合的な評価（一つひとつの推進施策ごとの成果等を勘案して）

地域未来塾、アスリート出前プロジェクト事業、子どもゆざわ学と新規事業がそれぞれ展開され、次世代を担う小中学生向けの事業の充実が図られた。

<p>(4) 文化遺産の保護と文化活動の展開</p> <p>文化財の保護、公開、活用を図り、郷土の歴史文化に触れる機会を提供します。 また、「音楽のまちゆざわ」のあるべき姿を検討し、音楽にあふれた地域づくりへと繋げます。 さらに、幅広い分野の芸術鑑賞の機会を提供し、行政と市民が一体となって事業展開を進めます。</p>	<p>①文化財調査、情報収集、保存活用への支援</p>	<p>有形文化財の所在調査や東北歴史博物館の協力を得て、詳細な調査を実施した。また、文化財保護審議委員研修を実施するなど、文化財保護の認識を深めた。その他、新たに、市の指定文化財4件及び、川原毛地獄が、「川原毛酸性変質帯」の名称で、県指定の天然記念物に指定された。</p>	3
	<p>②郷土学習資料展示施設及び雄勝郡会議事堂記念館の歴史資料拠点施設としての活用促進</p>	<p>両施設とも今年度から通年での開館となった。雄勝郡会議事堂記念館では、文化財展等企画展を多彩に開催した。郷土学習資料展示施設では、愛称を募集し「ジオスタ☆ゆざわ」に決定した。さらに、同施設で子どもゆざわ学を開催するなど、施設の周知に努めた。</p>	4
	<p>③歴史・文化財を活用した普及活動の展開及び「文化財図録」出版事業の実施</p>	<p>登録有形文化財山内家住宅の公開をうどんEXPOに合わせて開催したが、昨年よりは100人程少ない422人に見学者となり、今後、周知方法等、課題解決策を検討する。 年度末には、市町村合併後初の「湯沢市の文化財」図録を2,000部発刊した。合わせて、ホームページからも同様にみれる</p>	3
	<p>④民俗芸能の継承保存の推進と支援</p>	<p>伝統行事調査の実施や、発表の場の提供として2月の犬っこまつりに合わせて、「舞&amp;ミュージック(M&amp;M)を市役所市民ロビーで開催し、内外の200人に御覧いただくなど、保存継承の支援を図った。</p>	4
	<p>⑤音楽のまち“ゆざわ”推進体制の整備</p>	<p>市民の誰もが、もっと音楽のまち“ゆざわ”を、実感でき、音楽と笑顔にあふれるまちづくりにつながるよう、活発に事業を進める組織の設立準備を進め、3月に設立準備会を開催した。</p>	3
	<p>⑥優れた芸術文化に親しむ機会の提供及び文化活動団体への支援</p>	<p>市芸術文化協会を母体として、市文化祭をはじめとする、作品展示や演目の発表を支援しているが、今後、個々の活動団体との情報交換を進め、容易に発表できる機会の提供等、支援策の検討を図る。</p>	3

重点方針に対する総合的な評価（一つひとつの推進施策ごとの成果等を勘案して）

歴史資料展示の拠点として、雄勝郡会議事堂記念館、郷土学習資料展示施設（ジオスタ☆ゆざわ）の利活用を積極的に進めた。市町村合併後初の文化財図録の発刊や郷土芸能の発表会等、充実した文化遺産の保護と活用が展開できた。

施策名		主管課	評価の方法	
5. スポーツ振興の推進		生涯学習課 (スポーツ振興班)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業の評価にあたっては達成度により点数で評価 5＝目標以上の成果があげられた (指標 達成度100%以上のもの 例えば次年度以降実施分まで実施できた、少ない支出で達成できたなどのプラスαを加味して)</li> <li>4＝目標どおり達成できた (指標 達成度 80～100%未満のもの)</li> <li>3＝目標を概ね達成できた (指標 達成度 60～80%未満のもの)</li> <li>2＝目標の一部が達成できなかった (指標 達成度 40～60%未満のもの)</li> <li>1＝目標のほとんどが達成できなかった (指標 達成度 1～40%のもの)</li> <li>0＝他の事務・事業との関連があり、後年度で実施のため未評価(平均からも除外)</li> <li>●施策評価は各事業の評価を合計した結果の平均から判断 A=4.1～5.0, B=3.1～4.0, C=2.1～3.0, D=1.1～2.0</li> </ul>	
重点方針		推進施策	実施内容・成果など	評価
(1) ライフステージに合わせたスポーツ活動の推進	生涯スポーツ、学校体育、競技スポーツ、障がい者スポーツのそれぞれの場面において、市民を取り巻く様々なスポーツ環境を整え、生涯にわたるスポーツライフの基礎づくり及び体力の向上を目指します。	①スポーツ振興事業の継続開催と体力づくりの日常化奨励と環境整備	チャレンジデーは、前年度よりも参加率を下げたが、七夕健康マラソンの申込者(1,003人)と出走者(879人)は過去最高を記録した。県委託事業のスポーツ実態調査(スポーツアンケート)を継続実施した。	3
		②中高年齢者のスポーツ参加機会拡充	ニュースポーツ体験教室、生きがい健康教室などを継続して開催した。生きがい健康教室は定着し、参加者数を伸ばしているが、他の教室は停滞または減少している。	3
		③地域やスポーツ団体等との連携による児童生徒のスポーツ活動機会の拡充	市内の三つの総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団に運営費・育成費の補助金を交付することで、児童生徒向け事業の継続実施を支援した。	3
		④障がい者のスポーツ参加機会の拡充と支援体制の充実	初級障がい者スポーツ指導員養成講習会に、スポーツ推進員1名を受講させたほか、スポーツ推進委員とNPO法人、福祉施設関係者、市担当者等による障がい者スポーツ研修会ポッチャ交流会を実施した。	3
		⑤競技スポーツ団体におけるジュニアからの一貫指導体制の整備充実に向けた支援	全国的に有名スポーツ指導者を招いて指導法などに関する講演会を実施したほか、秋田ノーザンハピネッツ地域交流イベントを開催し、プロ選手による市内バスケットボールスポーツ少年団員、中学校バスケットボール部員への指導を行った。	3
重点方針に対する総合的な評価(一つひとつの推進施策ごとの成果等を勘案して)				
各種スポーツメニューについて、成果を上げているものと、停滞あるいは参加者が伸び悩んでいるものがあるので、その要因を分析した上で周知方法の改善あるいは、別事業への変更の検討を要する。また、指導者の資質向上や、障がい者スポーツの充実のための取り組みをさらに進める必要がある。				
(2) 市民が主体的に参画できるスポーツ環境の整備	市民が主体的に参画する地域のスポーツ環境を整備するため、スポーツ関係団体とのさらなる連携を図るとともに、総合型地域スポーツクラブやスポーツ指導者の育成、スポーツ施設の充実等を推進します。	①総合型地域スポーツクラブの自主運営に向けた支援	市内四つの総合型地域スポーツクラブと協議の上、クラブが実施する交流事業に対する補助制度である湯沢市総合型地域スポーツクラブ交流推進事業費補助金交付要綱を策定し、平成30年度から開始できるよう準備手続きを進めた。	3
		②施設の統廃合と整備、学校体育施設等の有効活用、指定管理者制度の導入	前年度に策定した湯沢市スポーツ施設整備基本計画の方針に基づき、同実施計画を策定し、施設統廃合の具体的な時期と方策を示した。学校施設開放事業で前期57団体、後期59団体の登録があり、施設の有効活用が図られた。	4
		③スポーツ関係組織のネットワークづくり	市内四つの総合型地域スポーツクラブのクラブマネージャーを集めた連絡会を2開催し、情報交換と課題共有、連携事業の検討を行った。	4
		④スポーツ推進委員会の組織体制強化と委員研修の奨励	8人制バレーボール大会など、推進委員主催の事業や、スポーツ推進委員会の事業検討会の開催により、組織体制の強化が図られた。また、障がい者スポーツ研修会等に、積極的な参加が見られた。	3
重点方針に対する総合的な評価(一つひとつの推進施策ごとの成果等を勘案して)				
総合型地域スポーツクラブの自立、また、指定管理者候補となるべき体制強化には、まだ時間を要すると思われる。スポーツ施設の統廃合については、基本計画の前期5年間の具体的な取り組みを示した湯沢市スポーツ施設整備実施計画を策定したので、次年度以降それに基づいて統廃合と改修を進めていく。				
(3) スポーツを活用した地域の活性化	各種スポーツ大会やスポーツイベント、合宿等の誘致を推進し、スポーツを活用した地域づくりを進め、競技人口の底辺拡大や地域における賑わいの創出を図ります。	①市広報・ホームページのほか、様々な媒体を活用した情報発信	各種運動教室の告知およびスポーツサークル等の紹介、また湯沢市スポーツ施設整備実施計画の概要を市広報に掲載したほか、市フェイスブック、FMとびあによるスポーツイベント等の情報発信に努めた。	3
		②既存スポーツ大会等の拡充とスポーツイベント、合宿等の誘致推進	総合型地域スポーツクラブのスポーツ団体等誘致活動を促進するため、湯沢市総合型地域スポーツクラブ交流推進事業費補助金を創設し、平成29年度から開始することとした。	3
重点方針に対する総合的な評価(一つひとつの推進施策ごとの成果等を勘案して)				
総合型地域スポーツクラブが実施する交流事業に対する新たな補助制度を創設できたのは今年度成果である。クラブの自主活動の充実とともに、団体等誘致や交流事業拡大につながることを期待する。				



平成30年度

湯沢市の教育に関する事務の管理及び  
執行の状況の点検及び評価報告書  
(平成29年度実施事業分)

湯沢市教育委員会

# 目 次

1. 湯沢市教育行政評価の目的・趣旨.....	1
2. 点検及び評価.....	1
<b>■平成30年度湯沢市教育委員会点検・評価票（施策別）</b>	
1. 学校教育の推進.....	2
2. 教育環境整備の推進.....	4
3. 学校給食の推進.....	5
4. 生涯学習の推進.....	7
5. スポーツ振興の推進.....	9

## 1. 湯沢市教育行政評価の目的・趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和31年法律第162号）第26条の規定により、教育委員会が行う事務の管理・執行状況について点検及び評価を行い、その結果報告書を議会に提出し、公表することで、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たす目的から、報告書の作成・公表を行います。

## 2. 点検及び評価

### ●点検及び評価の対象

平成29年度における湯沢市教育委員会の「教育行政方針」及び湯沢市の「総合振興計画」に基づいて実施した事務事業について、主要な事業を取り上げて評価しています。

### ●点検及び評価の方法（内部評価）

教育委員会事務局の教育総務課、学校教育課、生涯学習課ごとに、施策ごとの事業の実施状況を明らかにし、今後の方向性と効果的な教育行政の推進につなげるため自己評価を行いました。

### ●その他

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項は、「教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。」と規定しており、本市においては、平成22年度から「湯沢市教育行政評価委員会」を組織して意見聴取を行ってきたところです。

平成27年度から今年度まで、評価方法の見直しのため、任期満了で不在になっている湯沢市行政評価委員会委員を委嘱せずに自己評価をしてまいりましたが、近隣町村や県内各市に評価方法等について調査し、見直しを行った結果、平成31年度からは、教育行政・学校教育・生涯学習について、より制度に精通した行政評価委員会委員を委嘱することにしております。

施策名		主管課	評価の方法	
1. 学校教育の推進		学校教育課	<p>●事業の評価にあたっては達成度により点数で評価                      5＝目標以上の成果があげられた                      （指標 達成度100%以上のもの 例えば次年度以降実施分まで実施できた、少ない支出で達成できたなどのプラスαを加味して）                      4＝目標どおり達成できた （指標 達成度 80～100%未満のもの）                      3＝目標を概ね達成できた （指標 達成度 60～80%未満のもの）                      2＝目標の一部が達成できなかった （指標 達成度 40～60%未満のもの）                      1＝目標のほとんどが達成できなかった （指標 達成度 1～40%のもの）                      0＝他の事務・事業との関連があり、後年度で実施のため未評価（平均からも除外）                      ●施策評価は各事業の評価を合計した結果の平均から判断                      A=4.1～5.0, B=3.1～4.0, C=2.1～3.0, D=1.1～2.0</p>	
重点方針		推進施策	実施内容・成果など	評価
（1）創意工夫を生かした特色ある学校づくりの推進	各学校が自校の実態を把握し、それに基づいた教育目標を設定するとともに、学校、学級が一人一人の児童生徒にとって、目的をもって登校し、安心して学ぶことができる心の居場所となるよう、開かれた学校、楽しい学級づくりを目指します。	①学校の実態・課題を明確にし、小・中連携教育による9年間を見通した教育の推進	各中学校ブロックで、子どもの実態と地域の特性を踏まえた「9年間の指導を通して目指す子どもの姿」を小・中学校の教職員で共有し、段階的に系統的な指導が継続的に展開されている。	4
		②地域の特色を生かした教育課程の編成によるふるさと教育の充実と児童生徒一人一人の個性を伸ばす学校教育の推進	ふるさと教育及びキャリア教育の視点を入れ、地域の「もの・ひと・こと」との関わりを重視した教育活動が展開されている。特に、ジオパークに関連した学習活動は、子どもたちに地域のよさを実感する機会を与えるとともに、習得した知識・技能を活用し、主体的に課題解決するための資質や能力の育成の場となっている。	4
		③学校公開及び学校評価等の積極的な実施による開かれた学校づくりと、保護者や地域の声及び地域の教育力を生かした学校経営の推進	P T A授業参観や外部人材の活用等を通し、日常的に学校を開放する機会をもっている。また、子どもと地域住民、学校と地域が関わり合った教育活動が推進されており、保護者、地域住民に対して定期的に状況を説明するとともに、客観的な評価を受けながら学校経営に取り組んでいる。	5
重点方針に対する総合的な評価（一つひとつの推進施策ごとの成果等を勘案して）				
<p>各学校の実態を把握し、子ども同士、子どもと教師、子どもと地域が豊かに関わり合っており、課題意識をもちながら、主体的・協働的に学習を進めている。特に地域人材・地域産業を活用したふるさと教育やキャリア教育の充実が見られ、児童生徒は地域のよさを実感しながら生き生きと学校生活を送っている。今年度は平成31年度以降段階的に設置するコミュニティ・スクールに向けた構想を練ることができた。</p>				
（2）心豊かでたくましく生きる児童生徒の育成	教育活動全体を通して、生命を大切にする心、他人を思いやる心、くじけずに努力しようとする意欲と態度を育み、心豊かでたくましく生きる児童生徒の育成を目指します。	①小・中連携教育による豊かな学校生活の実現と校種間の交流による円滑な接続	各ブロックでの小・中連携教育に係る共通実践項目を確認しながら、9年間を見通した指導と学校間の円滑な接続を図っている。今年度の市公開研究会でも、小・中一体型校舎の利点を生かした雄勝ブロックの取組を通し、「学びの連続性を生かした小・中連携教育の推進」について更に研修を深める機会をもつことができた。	5
		②「学校生活意識調査」に基づく教育相談活動の拡充	学校生活意識調査の結果を基に、各校で不登校・いじめ等生徒指導上の問題にきめ細かく対応している。不登校児童生徒数は前年度より増加し、26人だった。また、いじめについて学校からの報告は34件、市教育相談会への相談は4件であり、登校しづりや学習に関する内容であった。いずれも学校との連携を図りながら早期対応と継続した指導や支援にあっている。	4
		③道徳の時間の教科化を見据え、道徳実践につながる教育活動全体を通じた道徳教育の推進	校長の方針の下、道徳推進教師を中心として学校全体で取り組む道徳教育を各学校で実施している。来年度の小学校道徳の教科化に向けて、学校の重点に基づく道徳教育の全体計画及び全体計画別業をより実効性のあるものに改善を進めるとともに、教科化に向けた研修の機会を設けていくことができた。	4
		④将来の夢や目標に関する講話や職場体験等の活動を通じたキャリア教育の拡充	教育研究所運営委員会で作成した「職場体験学習・職場見学等に係る市内事業所の受入れ先リスト」を活用し、各校で職場体験等を実施した。各校においては、事業所探しの時間が軽減され、地域に学ぶキャリア教育の実践が展開できている。また、県事業である中学校2年生を対象とした子ども未来デザインU-15を通し、キャリア教育の充実を図ることができた。	5
		⑤地域の特色を生かしたふるさと教育の推進(ジオサイトを活用した教育活動の推進)	地域の伝統行事を受け継ぐ取組やジオサイトを見学し体験する取組を各校の実情に応じた取組を進めている。ジオガイド等を活用した学習は17校中12校であり、ジオサイト学習と各教科等との関連付けた学習も進んでいる。ジオサイト学習についての各校の実践発表では、児童生徒の興味関心を生かした深みのある取組が見られた。	4
		⑥不登校、いじめ問題等の未然防止・解消を目指した取組の強化(湯沢市いじめ問題対策連絡協議会)と適応指導教室(そよ風教室)との連携・活用	学校生活意識調査実施による早期対応及び指導と支援については、②にあるとおりである。いじめ事案については、湯沢市いじめ問題対策連絡協議会に報告し提言をいただき、いじめ防止の取組に反映させている。なお、そよ風教室に通級登録している市内小学生は2名、中学生は4名であり、学校とそよ風教室との連絡協議会を年2回設け、生徒の現状について情報共有しながら、再登校へのステップを踏む場としての働きかけを進めている。	4
		⑦「子ども読書活動推進計画」に基づいた読書活動の推進と読書活動支援員の配置による読書環境の拡充	今年度も全小・中学校に子ども読書活動支援員を配置し、学校図書館整備、読書環境づくり、ブックトークや読書意欲の向上を図る取組等を進めた。学習状況調査の読書に関する質問結果では、読書意欲は県平均を下回っているものの、学校図書館の利用が増えている。支援員を配置したことで、本を手にする機会が増えるなどの効果が上がってきており、今後も支援を継続していく。	4
		⑧たくましい心と身体を育てる体育的活動の拡充	全国体力運動能力調査では、児童生徒の体力・運動能力に関しては、概ね良好な状況にある。また、県のライフスタイル調査でも、県内の他地域と比べて概ね良好である。身長・体重については、全国平均を上回る結果であるが、肥満傾向にある児童生徒数が依然として課題である。運動不足については、学校への指導及び家庭や地域への啓発が必要である。	3
重点方針に対する総合的な評価（一つひとつの推進施策ごとの成果等を勘案して）				
<p>学校生活意識調査により児童生徒への対応を迅速かつきめ細やかに進めたこと、子ども読書活動支援員を配置し、学校図書館の環境整備や児童生徒の読書活動の充実を図ったこと等、重点方針に基づくほとんどの施策で成果が得られたが、不登校児童生徒数の増加が課題になっている。湯沢市公開研究会については来年度で、1サイクルが終了するため、今後に向けた取組をさらに検討していく。</p>				

(3) 学習指導の充実と改善	児童生徒が主体的・協動的に取り組む授業を通して、児童生徒の学習意欲を向上させるとともに、基礎的・基本的な知識・技能の定着と、それらを活用して課題を解決する上で必要な思考力・判断力・表現力等の育成を図るために、指導の充実と改善を進めます。	①小・中連携教育による学力向上に向けた授業改善等の推進	各中学校ブロックで学習・生活・家庭学習習慣表を見直しながら、9年間を貫く教育実践に取り組んでいる。しかし、県学習状況調査結果の分析から、小学校段階において身に付けた学力が中学校の学年が進むにつれて、複数の教科に落ち込みが見られることが課題である。	3
		②「分かる、できる」が実感できる授業の日常実践(ねらいの明確化、言語活動の充実、確かなまとめと振り返り、評価)	児童生徒一人一人に確かな学びを実感させ、学力を向上させるため、学習のねらいから学び合いの充実、確かなまとめと評価をもとにしたフィードバックによる学びの定着と連続性を意識した授業づくりを柱とした指導を継続して行った。しかし、各種学習状況調査の結果からは学力の定着において依然として課題が残っている。	3
		③少人数指導やＴＴ、複式学級への学習支援員配置など、個に応じたきめ細かな指導の拡充	全小・中学校で、少人数指導やＴＴを行っているが、個に応じたきめ細かな指導の充実という点で、大規模校における教員一人に対する生徒数の格差等、生徒への関わり方や指導方法の工夫改善が必要である。児童生徒一人一人の学びの充実に向けた授業づくりが必要になっている。	3
		④全国・県学習状況調査結果等に基づいた授業改善等のための学校訪問指導	国及び県の学力調査では小学校が概ね良好な成績である一方、中学校の落ち込みが見られる。授業改善に向けた各校の実践、各中学校ブロックでの共同研究や共通実践など連携した取組により、「中1ギャップ」が解消しつつあり、学習に対する意欲も県平均より高いものとなっているが、教科指導における一人一人の学びに結び付かないことが課題である。	4
		⑤「5歳児教育相談会」等による早期からの教育相談支援体制の構築と、かがやきサポーター等の配置などによる児童生徒の自立を目指した特別支援教育の充実	5歳児教育相談会を実施することで、小学校就学時における円滑な関係機関との連携や情報共有による支援体制が整備されている。また、かがやきサポーターの増員によるきめ細かな支援の充実を図ることができた。	5
		⑥長期休業中の体験教室(理科・英語)等の開催を通じた児童生徒の学習への興味付け	夏休みと冬休みに実施するおもしろ理科実験教室及びインテンシブ・イングリッシュ・デーを通し、児童・生徒の理科と英語に対する興味関心を高め、学習意欲の向上を図ってきた。児童生徒には大変好評であり、繰り返し本事業に参加する児童生徒もいる。	4
		⑦英語のコミュニケーション能力と学ぶ意欲の向上を目指した、英語検定料全額補助(中2・3)	英語コミュニケーション能力の向上を目指し、英語検定合格を目標として本事業を実施した。結果、本市中学校3年生の英語検定3級以上合格率は47.8%に達し、県平均を大きく上回ることができた。	5
		⑧パソコン、電子黒板等のICTの活用による授業改善と学習意欲の向上	ICT活用場面は多くなっているが、活用方法に関する工夫が必要な状況になっている(「提示」の一方通行等)。双方向の表現のための道具とするには、ハード、ソフト面等の充実が必要である。	4

重点方針に対する総合的な評価(一つひとつの推進施策ごとの成果等を勘案して)

全国・県学習状況調査結果では、児童生徒の学習への意欲や満足度が高いものの、学力の定着や学習内容の活用において課題が残る。小学校で身に付けた力を中学校で更に高いものにしていくための方策を教師一人一人がもたなければならないし、児童生徒の「分かる、できる、使える」という確かな学びの獲得が必要である。そのためにも、小・中連携教育を基盤とした授業構築を目指したい。また、特別支援教育においては、5歳児教育相談会を通じた早期からの教育相談体制の充実による成果が出ている。

各校の教育課題の解決に向けた計画的、組織的な研修の充実を図り、教職員の実践的指導力の向上を目指します。	①小・中連携教育を基盤にした中学校区ブロック研修の充実と成果の発信(輪番制による公開研究会の開催)	各中学校ブロックでの取組を、学力向上を柱に焦点化したものにしていくことが必要か。今年度は雄勝中ブロックを会場に市公開研究会を開催し、当該小中学校の特色ある取組や小中連携教育による成果を発信した。来年度は皆瀬中ブロックを会場に公開研究会を開催するが、市全体としてもこれまでの取組を生かした「小・中連携教育の推進」を更に進めていく。	4
	②実践的指導力の向上を図る校内研修の充実と改善(指導主事の効果的活用)	市指導主事訪問(Ⅱの訪問)に関する各校からの訪問要請希望が昨年度より増加している。小学校外国語活動と算数・数学は、計画訪問で授業公開しないすべての学校を対象にⅡの訪問を実施対象とした。小学校道徳の教科化を見据えた校内研修等への要請も出てきた。	4
	③今日的な教育課題に対応した研修の充実(防災教育・情報教育・環境教育・食育等)	近年の異常気象等により、防災への意識は各校で高まっている。食育では、栄養教諭による授業が実施され、総合的な学習の時間やふるさと教育と計画的に関連付けながら実施している。また、SNSやインターネットのトラブル防止に向けた各校の取組も充実してきており、中学校では保護者と一緒に情報教育に取り組んでいる。	4
	④小学校外国語活動の教科化に向けた段階的な指導体制の構築と中学校外国語の授業改善のための教育専門員配置と学校訪問指導	小学校外国語の教科化・導入に向け、各小学校では教職員のスキルアップと研修会の充実した取組が見られる。指導主事訪問では、ALL Englishに近い状況で授業をする小学校教員は9割以上であり、今後の更なる向上が期待できる。中学校英語の授業改善と充実も今後の重要な課題になる。	4
	⑤教育研究所運営委員会「力水の会」と学校現場との連携による重点施策への取組	「小中連携授業改善部会」「外国語活動・外国語部会」「科学する心を育む部会」の3部門での取組により、小・中学校での教育課題に現場教職員の意見やアイデアを生かしながら取り組むことができた。	4

重点方針に対する総合的な評価(一つひとつの推進施策ごとの成果等を勘案して)

各中学校ブロックで実施している小・中連携による授業改善を通し、教員の実践的指導力の向上を図った。多様化する今日的課題の解決に向け、小中が連携し研修に努める機会が増えるとともに、その必要性も高まっている。PDCAサイクルを生かし、児童生徒の確かな学力向上につながるができるよう、各校においては今後の授業改善を図っていく必要がある。

施策名		主管課	評価の方法	
<b>2. 教育環境整備の推進</b>		教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業の評価にあたっては達成度により点数で評価 5=目標以上の成果があげられた (指標 達成度100%以上のもの 例えば次年度以降実施分まで実施できた、少ない支出で達成できたなどのプラスαを加味して)</li> <li>4=目標どおり達成できた (指標 達成度 80~100%未満のもの)</li> <li>3=目標を概ね達成できた (指標 達成度 60~ 80%未満のもの)</li> <li>2=目標の一部が達成できなかった (指標 達成度 40~ 60%未満のもの)</li> <li>1=目標のほとんどが達成できなかった (指標 達成度 1~ 40%のもの)</li> <li>0=他の事務・事業との関連があり、後年度で実施のため未評価(平均からも除外)</li> <li>●施策評価は各事業の評価を合計した結果の平均から判断 A=4.1~5.0, B=3.1~4.0, C=2.1~3.0, D=1.1~2.0</li> </ul>	
重点方針		推進施策	実施内容・成果など	評価
(1) 施設設備の充実と確実な管理	学校施設及び設備の安全管理に努め、適切な維持を行うと共に、快適な環境づくりを進めます。	①学校施設及び設備の状況を把握し、安全面や機能面の問題箇所に対して適切な再生整備を行う。	学校巡回の実施及び学校との密な連絡、報告等により施設の状況を把握できた。 老朽化した施設の改修や煙突のアスベスト飛散防止対策に加え、突発的な不具合に対応し、施設の再生整備を行うことができた。	4
		②和式トイレの洋式化や衛生設備の適切な整備等により、学校内の快適な環境づくりを推進する。	学校の和式トイレの洋式化や不衛生な壁や床の改修、特別支援教室（難聴学級）へのエアコン設置などを行い、快適な環境づくりを進めることができた。 今後の教育環境の改善を推進するため、H30からH32までの3年間における重点的な環境改善方針を示した「湯沢市小中学校環境改善整備計画」を作成した。	4
重点方針に対する総合的な評価（一つひとつの推進施策ごとの成果等を勘案して）				
学校施設の不具合や危険箇所の改善に加え、快適な学校環境づくりを進めることができた。今後は、時代のニーズに即した教育環境の整備や、学びの場としてふさわしい環境づくりを進めていくことが必要である。				
(2) 学習環境の改善	「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（平成27年文部科学省）」を踏まえ、児童生徒の学習環境改善の観点から適正規模等について検討を進めます。	保護者・地域住民・学識経験者等による検討組織を立ち上げ、現状分析や調査等、共通理解を図りながら望ましい学習環境について検討を進める。	検討組織の立上げ準備のため、学識経験者として秋田大学の教授に検討委員を依頼、協議を進めた。検討組織を立ち上げるまでには至らなかったが、検討を進めるための土台作りをいった。	2
重点方針に対する総合的な評価（一つひとつの推進施策ごとの成果等を勘案して）				
学校教育環境の適性化については、内部協議を十分に行い。また地域の意見の把握のため、外部委員によるその検討組織を早々に立ち上げて検討を進めることが必要である。				

施策名		主管課	評価の方法	
3. 学校給食の推進		給食センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業の評価にあたっては達成度により点数で評価 5=目標以上の成果があげられた (指標 達成度100%以上のもの 例えば次年度以降実施分まで実施できた、少ない支出で達成できたなどのプラスαを加味して)</li> <li>4=目標どおり達成できた (指標 達成度 80~100%未満のもの)</li> <li>3=目標を概ね達成できた (指標 達成度 60~ 80%未満のもの)</li> <li>2=目標の一部が達成できなかった (指標 達成度 40~ 60%未満のもの)</li> <li>1=目標のほとんどが達成できなかった (指標 達成度 1~ 40%のもの)</li> <li>0=他の事務・事業との関連があり、後年度で実施のため未評価(平均からも除外)</li> <li>●施策評価は各事業の評価を合計した結果の平均から判断 A=4.1~5.0, B=3.1~4.0, C=2.1~3.0, D=1.1~2.0</li> </ul>	
重点方針		推進施策	実施内容・成果など	評価
(1) 栄養の改善及び健康の増進	学校給食を通して、児童生徒の生涯を通じた健康づくりの基礎を培い、正しい生活習慣の形成を図り、心身ともに健康な人間の育成を目指す重要な教育活動として学校給食を実施します。	①魅力ある献立の工夫	地元食材を活用し、季節感のある献立を作成した。	4
		②給食食材の安全性の確保	給食食材の納品時に厳正な検収を行い、品質の良くない食材については、交換若しくは返品の対応をしている。また、年2回給食で提供する副菜の微生物検査を実施している。	4
		③食物アレルギー対応マニュアルに基づく対応	食物アレルギー対応マニュアルを順守した対応を徹底して行った。	5
		④国内産農産物の利用拡大	外国産の農産物の利用については、最小限に留めた。	4
重点方針に対する総合的な評価（一つひとつの推進施策ごとの成果等を勘案して）				
それぞれの推進施策については、概ね達成できた。特に給食食材については、できるだけ地場産品の活用に努めた。				
(2) 衛生管理の徹底	国の「学校給食衛生管理基準」に基づく衛生管理を徹底し、安全で安心な学校給食を提供します。	①施設設備の安全性の確保	最新の設備ではあるが、重い器具を扱う作業が多いことから、事故のないよう注意喚起を随時行った。	4
		②調理等従事者の衛生管理の意識向上及び徹底	汚染区域、非汚染区域が明確に分かれている施設であり、作業動線を明示するとともに、作業場所及び作業内容に応じたズックや衣服類の使い分けを徹底した。	4
		③調理等従事者の研修の拡充	秋田県及び秋田県学校給食会主催の研修会等に積極的に参加した。また、衛生管理・調理マニュアルの順守を徹底した。	4
重点方針に対する総合的な評価（一つひとつの推進施策ごとの成果等を勘案して）				
新給食センターの稼働に伴い、徹底した衛生管理をコンセプトとし、職員全体で取り組んだ。				
(3) 『食育』の推進	「食育基本法」「学校給食法」に基づき、学校給食を、食に関する指導の生きた教材として活用します。	①栄養教諭及び学校栄養職員の授業への参画	新給食センターが稼働したため、各校の授業数に制約を設け、栄養教諭2名で食に関する授業を行った。	3
		②湯沢市食育推進計画を踏まえ、「食に関する年間指導計画」に基づいた組織的かつ計画的な食育の推進	各学校と調整を図りながら、計画的に食育授業を実施した。	4
		③地域の風土や伝統に根ざした食文化の継承を目的とした指導	学校給食週刊を活用し、県内産の食材や郷土料理を取り入れた献立を作成した。また、郷土料理について理解を深めるため、放送用資料を作成し、各学校に配布した。	4
		④学校給食試食会や給食だより等を活用した保護者との連携	新しい施設になったことから、食育を伴う見学会や新給食センターでの試食会を開催し、保護者との連携を深めた。	4

重点方針に対する総合的な評価（一つひとつの推進施策ごとの成果等を勘案して）

食育授業や資料の作成配布を通じて概ね学校給食を食に関する指導の生きた教材として活用できた。

(4) 地場産物の活用	作り手の顔が見える食の提供、地元産品の消費拡大を目的に可能な限り地産地消を進めます。また、地元食材の活用を積極的に推進することで市民の食に対する関心を高めます。	①地場産物食材の積極使用で、安全・安心な給食の保持と消費を促進	米は、すべて湯沢産を使用するとともに、農産物についても収穫時期を見据え、個人農家から購入するなど地場産品の積極的な活用を図った。	5
		②地場産物購入ルートの確立	4給食センター時代において、納入実績のあった個人農家等に声をかけ、給食用食材購入契約を締結し、その活用を図った。	4
		③米飯給食の推進及び米加工食材の導入促進	献立の基本を1週間につき、水曜日を除く4日を米飯給食とした。※加工食材については、安価な給食費では活用できなかった。	3
		④郷土料理を取り入れた「ふるさと献立」の実施	季節に応じ、郷土料理を提供した。	4

重点方針に対する総合的な評価（一つひとつの推進施策ごとの成果等を勘案して）

地元産又は県内産の食材の活用に努めるとともに、特色ある献立内容に努め、提供した。

(5) 新統合センターの稼働	新統合センターを安定的に運営します。	①事務部門、調理部門、配送部門の適正な運営	適正な人員配置により、適正な運営を行った。	4
		②栄養士業務における職務分担の実施	県費2名、市職員2名の栄養士を配置し、職務分担を明確にし、滞りなく運営できた。	5
		③適正な食材発注	それぞれの食材に応じて、週契約、付契約、学期契約及び年契約を締結し、適正な食材の発注に努めた。	5
		④学校給食費システムの稼働	システムを導入して稼働した。不具合な点については、委託業者と連絡を密にして対応した。	4
		⑤施設の適正な管理運営	すべてを業務委託せず、自分たちでできることをすみ分け、長期休業期間を有効に使い、適正な管理運営に努めた。	4
		⑥学校給食費未納の早期解消	私会計時の未納分が市町村合併の年からあり、年数も経過していることから解消に至っていない。	1

重点方針に対する総合的な評価（一つひとつの推進施策ごとの成果等を勘案して）

新給食センターの稼働に向けた準備に早い段階から取り組んだことから、稼働に当たっても大きな事故等なく運営できた。



施策名		主管課	評価の方法	
4. 生涯学習の推進		生涯学習課 (社会教育文化班)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業の評価にあたっては達成度により点数で評価 5=目標以上の成果があげられた (指標 達成度100%以上のもの 例えば次年度以降実施分まで実施できた、少ない支出で達成できたなどのプラスαを加味して)</li> <li>4=目標どおり達成できた (指標 達成度 80~100%未満のもの)</li> <li>3=目標を概ね達成できた (指標 達成度 60~ 80%未満のもの)</li> <li>2=目標の一部が達成できなかった (指標 達成度 40~ 60%未満のもの)</li> <li>1=目標のほとんどが達成できなかった (指標 達成度 1~ 40%のもの)</li> <li>0=他の事務・事業との関連があり、後年度で実施のため未評価(平均からも除外)</li> <li>●施策評価は各事業の評価を合計した結果の平均から判断 A=4.1~5.0, B=3.1~4.0, C=2.1~3.0, D=1.1~2.0</li> </ul>	
重点方針		推進施策	実施内容・成果など	評価
(1) 生涯学習推進体制の整備	生涯学習施設のネットワーク化促進や地域・民間・学校・図書館等の連携により、さまざまな教育資源を市民一人一人が、いつでも、どこでも学びあえる生涯学習社会の構築を図ります。 また、地域の共有課題解決に向け、循環型の学習成果活用による、新しい公共の担い手づくりを進め、市民協働の地域全体で支えあう生涯学習のまちづくりを目指した、生涯学習推進体制の整備を進めます。	①生涯学習推進本部体制の強化及び生涯学習事業の継続と充実	出前講座の開始期を5月から4月に早めたこともあり、利用回数が35回増え、52回となった。2月には生涯学習推進本部会議を開催し出前講座の拡充について協議した。	4
		②生涯学習奨励員等と情報共有を密にし、市民への学習情報の提供や学習相談を実施	生涯学習奨励員同士の資質の向上や連携、協力を図るため、移動研修会を実施した。また、個々の専門分野活動においても生涯学習の裾野を広げる活動となっている。	3
		③生涯学習指導者の育成と活動支援	生涯学習人材バンクの活用による講師情報の提供や、各地域で開催の生涯学習事業と連携しながら、徐々に生涯学習指導者として活躍できるよう人材の育成に市職員や生涯学習奨励員が支援を実施した。	3
		④市民の自主的な生涯学習活動等の支援・充実を図るため、その経験や技術、知識を有した人材を市生涯学習人材バンクに登録、紹介し、市民の生涯学習活動の推進を図る	H27からスタートした人材バンクは、登録数89件と前年からは9件伸びたが利用回数は12件と低迷していることから、普及活動の拡充が必要である。	3
		⑤市民の生涯学習成果発表の場や機会を提供	生涯学習活動の成果発表の場として文化祭、市民作品展、音楽会等を社会教育施設はもとより、市役所ロビーや雄勝郡会議事堂記念館等も提供し広く市民に作品や活動に触れる機会を継続して提供した。	3
		⑥庁内各課等との連携を密にし、市民向けの講座の情報発信を充実	出前講座やブックスタート等各課連携を図り、併せて各地区センターで開催の事業を広報や市HP、新たにSNSを活用し、情報発信に努めた。	3
		⑦学校、家庭、地域、図書館が連携したサービス体制整備による読書活動の推進	子ども読書活動推進計画の実施1年目として、計画の概要版を作成し全戸配布するなど、学校・家庭・地域・図書館の連携し取り組み必要性等の周知を図った。	4
重点方針に対する総合的な評価（一つひとつの推進施策ごとの成果等を勘案して）				
「第3次 湯沢市社会教育中期計画」や「湯沢市子ども読書活動推進計画」はそれぞれ、今年度から平成32年度までの5か年の計画として策定され、各施策が実施された。特に、家庭・学校・地域が連携して進める事業を重点事業として推進した。読書活動においては、計画の概要版の配付や、読書活動支援員3名が採用され、各小中学校を巡回して、子ども達の読書への関心を高めるよう学校図書館の環境整備が図られた。				
(2) 生涯学習環境の整備	安全・安心な環境を提供するため、老朽化の進んでいる社会教育施設を計画的に整備し、施設の特性を生かした効果的な活用や、施設間の連携を図ります。 また、郷土愛を育むとともに地域の歴史を次世代へ繋いでいくため、研究機関としての役割も担う博物館等の整備を検討します。	生涯学習活動の拠点となる施設について、長寿命化に向けた計画的な改修の実施と学習の設備等の充実	社会教育施設維持管理計画に従って、緊急度、優先度を勘案しながら、施設整備の充実を図った。 また、各施設へのAEDの設置も計画的に進めている。	3
重点方針に対する総合的な評価（一つひとつの推進施策ごとの成果等を勘案して）				
社会教育施設は、どれも老朽化が顕著であるため、優先順位を勘案し、年次計画に基づき、長寿命化の整備を進めた。今後も安全安心して利用いただけるよう努めていく。				
(3) 生涯学習活動の展開	生涯の各時期や、現代社会の多様で複雑な課題解決に向けて、生きる力を培っていくために、出前講座や人材バンクの有効活用も図りながら、生涯に渡って質の高い学習機会の提供を進めていきます。	①幼児教育研究会との連携による、講演会・親子ふれあい事業等の実施	幼児教育及び幼児保育の充実を図るため、幼児教育研究会へ事業委託している。昨年度と同様、年長児とその保護者を対象に互いのふれあいの機会を提供した。	3
		②学校支援地域本部事業及び地域未来塾を含めた放課後子どもプラン事業の拡充	学校支援地域本部の雄勝中学校区での開設をした。今後も市内全域への拡充を進める。 また、福祉課と連携して貧困対策事業「地域未来塾」を小3~高1の21人を対象に今年度から学習支援等を実施した。	4
		③アスリート出前講座による人材育成等、青少年育成事業への支援	アスリート出前プロジェクト事業（3か年事業）は、初年度の今年度は湯沢北中、山田中で実施した。講師に夜回り先生で知られる水谷修氏を迎え、中学生及びその保護者、地域の方々合わせて530人が薬物の怖さ等について学んだ。	4
		④世代間交流事業への支援	各地区センター事業により地域の高齢者が講師となり、小学校児童らに陶芸教室、絵どうろう製作を教えたり、民俗芸能の伝承が行われており、子どもは新しい発見をし、高齢者は子どもから元気や生きがいを得る事業展開となっている。	3
		⑤日本語を母国語としない外国人に対する日本語教室の周知と受講者の拡大	湯沢会場（日中）では4月~3月まで35回、雄勝会場（夜間）では5月~12月まで25回開催し、延べ370人が受講した。また、2会場間での指導者会議を開催し、情報の共有化を図った。受講率を更に向上させるよう、受講者のニーズにそえるよう開催の曜日や時間帯の検討を要する。	3
		⑥ゆざわ学講座等、湯沢ジオパーク推進事業との連携	観光・ジオパーク推進課との連携による成人向けの「ゆざわ学講座」の開催の外、小中学生を対象に夏と冬の長期休業中に、「ゆざわが大好きになる」をコンセプトとした「子どもゆざわ学」を開催し、参加者延べ71人がモノづくり等を体験等を通して、郷土愛を深めた。	3
重点方針に対する総合的な評価（一つひとつの推進施策ごとの成果等を勘案して）				
地域未来塾、アスリート出前プロジェクト事業、子どもゆざわ学と新規事業がそれぞれ展開され、次世代を担う小中学生向けの事業の充実が図られた。				

<p>(4) 文化遺産の保護と文化活動の展開</p> <p>文化財の保護、公開、活用を図り、郷土の歴史文化に触れる機会を提供します。 また、「音楽のまちゆざわ」のあるべき姿を検討し、音楽にあふれた地域づくりへと繋げます。 さらに、幅広い分野の芸術鑑賞の機会を提供し、行政と市民が一体となって事業展開を進めます。</p>	<p>①文化財調査、情報収集、保存活用への支援</p>	<p>有形文化財の所在調査や東北歴史博物館の協力を得て、詳細な調査を実施した。また、文化財保護審議委員研修を実施するなど、文化財保護の認識を深めた。その他、新たに、市の指定文化財4件及び、川原毛地獄が、「川原毛酸性変質帯」の名称で、県指定の天然記念物に指定された。</p>	3
	<p>②郷土学習資料展示施設及び雄勝郡会議事堂記念館の歴史資料拠点施設としての活用促進</p>	<p>両施設とも今年度から通年での開館となった。雄勝郡会議事堂記念館では、文化財展等企画展を多彩に開催した。郷土学習資料展示施設では、愛称を募集し「ジオスタ☆ゆざわ」に決定した。さらに、同施設で子どもゆざわ学を開催するなど、施設の周知に努めた。</p>	4
	<p>③歴史・文化財を活用した普及活動の展開及び「文化財図録」出版事業の実施</p>	<p>登録有形文化財山内家住宅の公開をうどんEXPOに合わせて開催したが、昨年よりは100人程少ない422人に見学者となり、今後、周知方法等、課題解決策を検討する。 年度末には、市町村合併後初の「湯沢市の文化財」図録を2,000部発刊した。合わせて、ホームページからも同様にみれる</p>	3
	<p>④民俗芸能の継承保存の推進と支援</p>	<p>伝統行事調査の実施や、発表の場の提供として2月の犬っこまつりに合わせて、「舞&amp;ミュージック(M&amp;M)を市役所市民ロビーで開催し、内外の200人に御覧いただくなど、保存継承の支援を図った。</p>	4
	<p>⑤音楽のまち“ゆざわ”推進体制の整備</p>	<p>市民の誰もが、もっと音楽のまち“ゆざわ”を、実感でき、音楽と笑顔にあふれるまちづくりにつながるよう、活発に事業を進める組織の設立準備を進め、3月に設立準備会を開催した。</p>	3
	<p>⑥優れた芸術文化に親しむ機会の提供及び文化活動団体への支援</p>	<p>市芸術文化協会を母体として、市文化祭をはじめとする、作品展示や演目の発表を支援しているが、今後、個々の活動団体との情報交換を進め、容易に発表できる機会の提供等、支援策の検討を図る。</p>	3

重点方針に対する総合的な評価（一つひとつの推進施策ごとの成果等を勘案して）

歴史資料展示の拠点として、雄勝郡会議事堂記念館、郷土学習資料展示施設（ジオスタ☆ゆざわ）の利活用を積極的に進めた。市町村合併後初の文化財図録の発刊や郷土芸能の発表会等、充実した文化遺産の保護と活用が展開できた。

施策名		主管課	評価の方法	
5. スポーツ振興の推進		生涯学習課 (スポーツ振興班)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業の評価にあたっては達成度により点数で評価 5＝目標以上の成果があげられた (指標 達成度 100%以上のもの 例えば次年度以降実施分まで実施できた、少ない支出で達成できたなどのプラスαを加味して)</li> <li>4＝目標どおり達成できた (指標 達成度 80～100%未満のもの)</li> <li>3＝目標を概ね達成できた (指標 達成度 60～80%未満のもの)</li> <li>2＝目標の一部が達成できなかった (指標 達成度 40～60%未満のもの)</li> <li>1＝目標のほとんどが達成できなかった (指標 達成度 1～40%のもの)</li> <li>0＝他の事務・事業との関連があり、後年度で実施のため未評価(平均からも除外)</li> <li>●施策評価は各事業の評価を合計した結果の平均から判断 A=4.1～5.0, B=3.1～4.0, C=2.1～3.0, D=1.1～2.0</li> </ul>	
重点方針		推進施策	実施内容・成果など	評価
(1) ライフステージに合わせたスポーツ活動の推進	生涯スポーツ、学校体育、競技スポーツ、障がい者スポーツのそれぞれの場面において、市民を取り巻く様々なスポーツ環境を整え、生涯にわたるスポーツライフの基礎づくり及び体力の向上を目指します。	①スポーツ振興事業の継続開催と体力づくりの日常化奨励と環境整備	チャレンジデーは、前年度よりも参加率を下げたが、七夕健康マラソンの申込者(1,003人)と出走者(879人)は過去最高を記録した。県委託事業のスポーツ実態調査(スポーツアンケート)を継続実施した。	3
		②中高年齢者のスポーツ参加機会拡充	ニュースポーツ体験教室、生きがい健康教室などを継続して開催した。生きがい健康教室は定着し、参加者数を伸ばしているが、他の教室は停滞または減少している。	3
		③地域やスポーツ団体等との連携による児童生徒のスポーツ活動機会の拡充	市内の三つの総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団に運営費・育成費の補助金を交付することで、児童生徒向け事業の継続実施を支援した。	3
		④障がい者のスポーツ参加機会の拡充と支援体制の充実	初級障がい者スポーツ指導員養成講習会に、スポーツ推進員1名を受講させたほか、スポーツ推進委員とNPO法人、福祉施設関係者、市担当者等による障がい者スポーツ研修会ポッチャ交流会を実施した。	3
		⑤競技スポーツ団体におけるジュニアからの一貫指導体制の整備充実に向けた支援	全国的に有名スポーツ指導者を招いて指導法などに関する講演会を実施したほか、秋田ノーザンハピネッツ地域交流イベントを開催し、プロ選手による市内バスケットボールスポーツ少年団員、中学校バスケットボール部員への指導を行った。	3
重点方針に対する総合的な評価(一つひとつの推進施策ごとの成果等を勘案して)				
各種スポーツメニューについて、成果を上げているものと、停滞あるいは参加者が伸び悩んでいるものがあるので、その要因を分析した上で周知方法の改善あるいは、別事業への変更の検討を要する。また、指導者の資質向上や、障がい者スポーツの充実のための取り組みをさらに進める必要がある。				
(2) 市民が主体的に参画できるスポーツ環境の整備	市民が主体的に参画する地域のスポーツ環境を整備するため、スポーツ関係団体とのさらなる連携を図るとともに、総合型地域スポーツクラブやスポーツ指導者の育成、スポーツ施設の充実等を推進します。	①総合型地域スポーツクラブの自主運営に向けた支援	市内四つの総合型地域スポーツクラブと協議の上、クラブが実施する交流事業に対する補助制度である湯沢市総合型地域スポーツクラブ交流推進事業費補助金交付要綱を策定し、平成30年度から開始できるよう準備手続きを進めた。	3
		②施設の統廃合と整備、学校体育施設等の有効活用、指定管理者制度の導入	前年度に策定した湯沢市スポーツ施設整備基本計画の方針に基づき、同実施計画を策定し、施設統廃合の具体的な時期と方策を示した。学校施設開放事業で前期57団体、後期59団体の登録があり、施設の有効活用が図られた。	4
		③スポーツ関係組織のネットワークづくり	市内四つの総合型地域スポーツクラブのクラブマネージャーを集めた連絡会を2開催し、情報交換と課題共有、連携事業の検討を行った。	4
		④スポーツ推進委員会の組織体制強化と委員研修の奨励	8人制バレーボール大会など、推進委員主催の事業や、スポーツ推進委員会の事業検討会の開催により、組織体制の強化が図られた。また、障がい者スポーツ研修会等に、積極的な参加が見られた。	3
重点方針に対する総合的な評価(一つひとつの推進施策ごとの成果等を勘案して)				
総合型地域スポーツクラブの自立、また、指定管理者候補となるべき体制強化には、まだ時間を要すると思われる。スポーツ施設の統廃合については、基本計画の前期5年間の具体的な取り組みを示した湯沢市スポーツ施設整備実施計画を策定したので、次年度以降それに基づいて統廃合と改修を進めていく。				
(3) スポーツを活用した地域の活性化	各種スポーツ大会やスポーツイベント、合宿等の誘致を推進し、スポーツを活用した地域づくりを進め、競技人口の底辺拡大や地域における賑わいの創出を図ります。	①市広報・ホームページのほか、様々な媒体を活用した情報発信	各種運動教室の告知およびスポーツサークル等の紹介、また湯沢市スポーツ施設整備実施計画の概要を市広報に掲載したほか、市フェイスブック、FMとびあによるスポーツイベント等の情報発信に努めた。	3
		②既存スポーツ大会等の拡充とスポーツイベント、合宿等の誘致推進	総合型地域スポーツクラブのスポーツ団体等誘致活動を促進するため、湯沢市総合型地域スポーツクラブ交流推進事業費補助金を創設し、平成29年度から開始することとした。	3
重点方針に対する総合的な評価(一つひとつの推進施策ごとの成果等を勘案して)				
総合型地域スポーツクラブが実施する交流事業に対する新たな補助制度を創設できたのは今年度成果である。クラブの自主活動の充実とともに、団体等誘致や交流事業拡大につながることを期待する。				

## 報 告

湯沢市教育長に対する事務委任規則に基づく事務の管理及び執行について

湯沢市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第5号）に基づく事務の管理及び執行の状況について、第1条第2項の規定に基づき下記のとおり報告する。

平成31年3月15日 報告

湯沢市教育委員会教育長 和田 隆彦

### 記

- 1 事 項 湯沢市立小中学校管理規則の一部改正について
- 2 専決年月日 平成31年3月4日
- 3 内 容 学習指導要領の改訂に伴い、所要の改正を行う他、規定の整理を行うもの（別紙のとおり）

湯沢市立小中学校管理規則の一部を改正する規則

平成31年 3 月 4 日

教育委員会規則第 1 号

湯沢市立小中学校管理規則（平成17年湯沢市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項中「道徳、特別教育活動、総合的な学習」を「特別の教科である道徳、特別活動、総合的な学習の時間」に改める。

附 則

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

湯沢市立小中学校管理規則の一部を改正する規則新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(教育課程)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の年間計画には少なくとも学年別教科、<u>道徳、特別教育活動、総合的な学習</u>及び学校行事等時間配当を記載するものとする。</p> <p>4 略</p>	<p>(教育課程)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の年間計画には少なくとも学年別教科、<u>特別の教科である道徳、特別活動、総合的な学習の時間</u>及び学校行事等時間配当を記載するものとする。</p> <p>4 略</p>

## 報 告

湯沢市教育長に対する事務委任規則に基づく事務の管理及び執行について

湯沢市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第5号）に基づく事務の管理及び執行の状況について、第1条第2項の規定に基づき下記のとおり報告する。

平成31年3月15日 報告

湯沢市教育委員会教育長 和田 隆彦

### 記

- 1 事 項 湯沢市立学校の学校運営協議会に関する規則の一部改正について
- 2 専決年月日 平成31年3月11日
- 3 内 容 委員の任期を年度毎に改めるため（別紙のとおり）

湯沢市立学校の学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則

平成31年 月 日

教育委員会規則第 号

湯沢市立学校の学校運営協議会に関する規則（平成30年湯沢市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「1年」を「同日の属する年度の末日まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、この規則による改正前の湯沢市立学校の学校運営協議会に関する規則の規定によりなされた学校運営協議会の委員の委嘱又は任命は、この規則による改正後の湯沢市立学校の学校運営協議会に関する規則の相当規定によりなされたものとみなす。



湯沢市立学校の学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(委員の任期)</p> <p>第10条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から <u>1年</u></p> <p>とし、再任を妨げない。</p> <p>2 略</p>	<p>(委員の任期)</p> <p>第10条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から <u>同日の属する年度の末日まで</u></p> <p>とし、再任を妨げない。</p> <p>2 略</p>

## 報 告

### 湯沢市教育長に対する事務委任規則に基づく事務の管理及び執行について

湯沢市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第5号）に基づく事務の管理及び執行の状況について、第1条第2項の規定に基づき下記のとおり報告する。

平成31年3月15日 報告

湯沢市教育委員会教育長 和田 隆彦

### 記

- 1 事 項 湯沢市立公民館運営規則の一部改正について
- 2 専決年月日 平成31年3月11日
- 3 内 容 「湯沢市文書取扱規程（平成17年湯沢市訓令第6号）」を「湯沢市文書管理規程（平成27年湯沢市訓令第22号）」に改め、「公民館で行う事業」を「公民館が行う事業（地区センターが行う生涯学習事業及び社会教育事業を含む。）」に改める  
(別紙のとおり)

湯沢市立公民館運営規則の一部を改正する規則

平成31年3月8日

教育委員会規則第3号

湯沢市立公民館運営規則（平成17年湯沢市教育委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

第3条中「湯沢市文書取扱規程（平成17年湯沢市訓令第6号）」を「湯沢市文書管理規程（平成27年湯沢市訓令第22号）」に改める。

第5条第2項中「公民館で行う事業」を「公民館が行う事業（地区センターが行う生涯学習事業及び社会教育事業を含む。）」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。



## 報 告

湯沢市教育長に対する事務委任規則に基づく事務の管理及び執行について

湯沢市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第5号）に基づく事務の管理及び執行の状況について、第1条第2項の規定に基づき下記のとおり報告する。

平成31年3月15日 報告

湯沢市教育委員会教育長 和田 隆彦

### 記

- 1 事 項 湯沢市社会教育関係各種派遣費補助金交付要綱について
- 2 専決年月日 平成31年3月13日
- 3 内 容 湯沢市社会教育関係各種派遣費補助金交付規則を廃止し、補助対象となる大会等を明確にしたうえで、要綱とするもの  
(別紙のとおり)

湯沢市社会教育関係各種派遣費補助金交付要綱

平成31年 月 日  
教育委員会告示第 号

(趣旨)

第1条 この告示は、湯沢市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則(平成17年湯沢市規則第50号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、社会教育関係各種派遣費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 この補助金は、市民が社会教育や社会体育に関する各種大会、研修、会議等(以下「大会等」という。)に参加する経費の一部を補助することにより、本市の社会教育、芸術文化、スポーツ及びレクリエーションの振興に資することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有し、市税等の滞納がない者
- (2) 前号に掲げる者が所属する団体

(補助対象となる大会等)

第4条 補助金の交付の対象となる大会等(以下「補助対象事業」という。)は、次に掲げる事項を全て満たす大会等とする。ただし、市が交付する他の補助金等の対象となる大会等は対象としない。

- (1) 国、県、公的団体等が主催し、予選大会等を経て参加する、東北大会規模以上の大会等
- (2) 湯沢市雄勝郡以外の地域で開催される大会等

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認めた大会等は、補助対象事業とすることができる。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げる経費とする。

- (1) 交通費及び宿泊料 湯沢市職員等の旅費に関する条例(平成17年湯沢市条

例第53号)を準用して算出する交通費及び宿泊料

(2) 運搬費 補助対象事業で使用する機材の運搬に要する経費(謝金及び燃料費を除く。)

(3) 参加料 補助対象事業の要項等で定める参加料及び当該参加料以外に徴収される補助対象事業への参加に伴う必要最小限の経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額及び上限額は別表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助事業者」という。)は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

(1) 補助対象事業の内容及び予選大会等の結果がわかる書類

(2) その他教育委員会が必要と認める書類

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、規則第14条に定める実績報告書に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に報告しなければならない。

(1) 補助対象経費の支出を証する書類の写し

(2) 補助対象事業の開催状況が分かる写真、配布資料の写し等

(3) その他教育委員会が必要と認める書類

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(検討)

2 教育委員会は平成34年3月31日までに、この告示の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表（第6条関係）

大会等開催地	補助金の額	補助上限額	
		個人	団体
東北6県	補助対象経費の総額 (国、県又は他の団体等 から当該補助対象経費 に係る補助を受ける場 合にあっては、当該補 助金の額を控除した 額)の2分の1以内	5,000円	大会参加者のうち、第 3条第1号に規定す る要件を満たすもの の人数に5,000円を乗 じて得た額
上記以外		10,000円	大会参加者のうち、第 3条第1号に規定す る要件を満たすもの の人数に10,000円を 乗じて得た額



湯沢市社会教育関係各種派遣費補助金交付規則を廃止する規則

平成31年 月 日

教育委員会規則第 号

湯沢市社会教育関係各種派遣費補助金交付規則（平成17年湯沢市教育委員会規則第53号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。